

総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年12月9日(火) 午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	池田 守 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 植山 利博 君

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

消防局長	木佐貫 誠 君	消防局総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	竹ノ内 優 君	予防課長	吉村 茂樹 君
情報司令課長	松元 達也 君	中央署長	喜聞 浩志 君
北署長	落水田 伸一 君	消防局総務課主幹	細山田 孝美 君
警防課主幹	西中菌 章 君	予防課主幹	児玉 良一 君
経理兼装備係長	立野 博 君	消防団係長	若松 久志 君
教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	久保 隆義 君
生涯学習課長	津曲 正昭 君	保健体育課長	新鍋 一昭 君
溝辺教育振興課長	宗像 健司 君	横川教育振興課長	東中道 誠 君
牧園教育振興課長	阿久井 洋一 君	福山教育振興課長	堀切 総 君
生涯学習課長補佐	狩集 淳 君	保健体育課長補佐	落 盛久 君
教育政策G長	赤塚 孝平 君	学習情報G長	石神 修 君
スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君	溝辺教育G長	三好 健一 君
横川教育G長	松田 淳一 君	牧園教育G長	済藤 智子 君
福山教育G長	久木田 勇 君	溝辺教育G主査	上園 和成 君
教育総務課主事	横山 真由美 君		
総務部長	川村 直人 君	総務課長	満留 寛 君
財務課長	山口 昌樹 君	総務課長補佐	小倉 正実 君
財務課長補佐	池田 宏幸 君	総務管理G長	出口 竜也 君
財政G長	野崎 勇一 君	財産管理G長	脇 伸宏 君
人事研修Gサブリーダー	種子島 進矢 君	財政G主査	末増 あおい 君
財政G主査	滝間 宏 君	総務管理G主任主事	吉村 祐樹 君
財政G主任主事	田中 智絵 君	財政G主任主事	生野 卓也 君
企画部長	中村 功 君	企画政策課長	堀切 昇 君
企画政策課長補佐	永山 正一郎 君	行革推進G長	砂田 良一 君
企画政策G主査	村岡 新一 君	市民課窓口G長	佐多 一郎 君
建築住宅課長	松元 公生 君	建築G長	侍園 賢二 君
建築G主査	町田 信彦 君	建築住宅課主任主事	矢野 昌幸 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 宮永 幸一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

- (1) 議案第80号 霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- (2) 議案第75号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第81号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）
- 議案第82号 指定管理者の指定について（国分運動公園ほか3施設）
- 議案第83号 指定管理者の指定について（霧島市横川体育館ほか4施設）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（霧島市牧園アリーナほか2施設）
- 議案第85号 指定管理者の指定について（霧島市隼人体育館ほか3施設）
- 議案第86号 指定管理者の指定について（霧島市隼人庭球場ほか2施設）
- 議案第87号 指定管理者の指定について（霧島市民国分総合プール）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（サン・あもりほか1施設）
- 議案第91号 指定管理者の指定について（溝辺コミュニティセンターほか8施設）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（まきのほら運動公園ほか4施設）
- (4) 議案第104号 霧島市新市まちづくり計画の変更について
- (5) 議案第108号 霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第109号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第111号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

9 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

- (1) 国分庁舎別館建設事業の進捗状況と今後の取組について
- (2) 霧島市公共施設マネジメント計画策定の進捗状況と今後の取組について

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は去る12月2日と5日の本会議で当委員会に付託されました議案16件、及び継続審査の陳情1件についての審査を行います。また、審査終了後は2件についての所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。

△ 議案第80号 霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから審査に入ります。会次第の（1）、議案第80号、霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について審査をします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（木佐貫誠君）

本年は国内において災害が多く発生し、8月20日に広島市における局地的豪雨による大規模土砂災害、9月27日発生の御嶽山の噴火による火山災害、10月の連休には日本列島を襲った台風19号など、多大な被害がもたらされたことは、記憶に新しいところであり、我々も自然災害の恐ろしさを

改めて痛感させられたところでございます。幸いにも、霧島市におきましては、人的被害を伴う災害等は発生しておりませんが、消防局といたしましては気を緩めることなく、引き続きあらゆる災害に対処すべく努めてまいります。また、8月19日に開催されました、霧島市消防団幹部の皆様と総務文教常任委員会の皆様との「議員と語る会」におけます諸要望事項につきましては、消防局としてはもとより、本庁のほうへ非常備消防における懸案事項としての報告を行わせていただいたところでございます。その他、平成22年度から本市におきましては、5か年計画で防災行政無線のデジタル化への整備が進められているところでございますが、今年度中に整備が行われます、横川・福山地区への屋外スピーカーの設置がなされることによりまして、今後は消防局での遠隔制御装置において、管内の火災等の発生時に消防団招集を行ってございました現在のサイレン方式から防災行政無線を活用した連絡・招集方式に完全移行されます。このことにつきましては、霧島市消防団総会でも説明は既に終えており、今後は市全体を包括する防災行政無線のますますの活用が図られていくこととなります。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

議案第80号、霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきまして、御説明申し上げます。消防長及び消防署長の資格要件につきましては、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の規定に基づき「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」において定められておりましたが、制定当時に比べ消防技術の向上や災害対応事例の蓄積、教育訓練の充実など、消防職員として練成できる機会が増えたことと、その機会は市町村で異なることから、国で一律に資格要件を定める必要性が低くなったこととなり、平成25年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、消防組織法の一部が改正されました。さらに、同年9月に「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」が公布され、その内容は旧政令と基本的には差異はございませんが、市町村消防事務の体制整備の進展と市町村消防の運営上重要な地位が認められたことにより、消防長及び消防署長の任命資格は政令で定める基準を参酌して「市町村が条例で定める」ことが加えられたものです。このことから、本市と致しましても、県内他消防本部の状況等も参考にしながら関係部局と協議を重ね、今回「霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例」を制定しようとするものであります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回のこの議案第80号で、いわゆる消防長と消防署長の資格要件を条例で定めるということがうたわれることになるわけですが、お聞きをしたいのは消防長及び消防署長の任命資格は政令で定める基準を参酌してと、この参酌してというのが、いわゆる消防法で定められている政令の中にぴったり合うことが一番望ましいわけですが、この参酌というのが、どの辺まで参酌という理解でよろしいのか、その点をお聞きをしておきたいと思えます。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

委員、御質問の件なんですけれども、政令で定められたものについて、一点だけ例として述べさせていただきます。まず、消防長の資格を有するもので第1項に消防職員として、消防事務に従事したもので、消防署長の職又は消防本部の消防本部消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における、消防署長の職と同等以上に認められる職に1年以上あったものと、政令では基準にされておりますけれども、本市においてはその消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関等に職員が出向することがございませんので、その辺を参酌したという形をとらせていただいております。

○委員（前川原正人君）

そうすると、確かに法制化という点では定めることになるわけですが、実際の今までの経過などを見た場合には、大体その方向で合致をした形での消防長であったり消防署長という、そういうことになっていると思うんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

ここ何年かの消防長、消防署長の遂行を見てみますと、全然問題なく進められているところがございます。

○委員（阿多己清君）

第2条の第2号ですけれども、市長の直近下位の内部組織の長の職と、そのように明記されているんですけれども、これは具体的には部長の職なのか、課長の職でもいいのか、旧政令をとちょっと見てみたんですけれども、旧政令は市町村の内部組織の部の長の職と、そういうのに明記されているようなんですけれども、ここらの違いはどうなりますか。

○消防局長（木佐貫誠君）

現在、霧島市におきましては、部制を敷いておりますので、その直近下位というのは部長ということになります。

○委員（阿多己清君）

同じということでは理解すればよろしいですね。それと他市の状況、県内は19市あるわけですが、関係する自治体は全て今回、出しているかどうか、そこらは分かりませんか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

ほかの消防本部についてちょっと調べたところ、現在19あるんですけれども、奈良市町村がそのように制定をしている模様でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時08分」

「再開 午前 9時11分」

△ 議案第75号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に会次第の（2）、議案第75号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました議案第75号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。提案理由としましては、霧島市立福山幼稚園を平成27年3月31日限りで廃園とすることに伴い、本条例の所要の改正をするため、議会の議決を求めます。詳細につきましては、主管課長等が説明しますので、御審議方をよろしく願いいたします。

○教育総務課長（久保隆義君）

議案第75号について、御説明いたします。議案の1頁をお開きください。霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第1中の霧島市立福山幼稚園の項を削除するものでございます。その理由は、現在、休園中の福山幼稚園を平成27年3月31日限りで廃園しようとするものでございます。福山幼稚園は、大正15年10月に校区婦人会福山幼稚園として開園し、昭和44年4月に福山町立福山幼稚園となり、平成17年11月の合併により霧島市立福山幼稚園となっています。合併当時、14人い

た園児は減少を続け、平成26年度には国分地区から通園している2人のみで、新入生がいないという状況になったことから、平成26年4月から休園していましたが、平成27年度以降も園児の入園が見込めないことから、廃園しようとするものでございます。以上でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（平原志保君）

今回、廃園ということですが、この辺りにはほかには幼稚園はあるのでしょうか。

○教育総務課長（久保隆義君）

福山地区には上場になりますけれども、牧之原幼稚園がございます。

○委員（前川原正人君）

ここは確かに、先ほどの口述でもおっしゃったように、利用者が少ないというような背景があって、今年の4月1日から休園という扱いで、今のところ約8か月きたわけですが、今後、廃止をした場合の後の敷地の利活用は、どのような議論をされていらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長（久保隆義君）

敷地の後の利活用、それと建物もまだ使えるような建物ではございます。それと隣の旧小学校跡地の校庭などもありますので、福山地区の下場の活性化のために、庁内で今後、有効活用するようにどういう利用の仕方があるんだろうかということで、検討する予定でございます。

○委員（前川原正人君）

今後、利用者が発生した場合の受け皿というのはどのように対応される予定なのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○教育総務課長（久保隆義君）

まず、福山の下の小廻、大廻、中央とございますけれども、今の年長対象者、入っていれば、この下場の3公民館に7人おります。それから年中対象者は一人です。それと年少対象者は6人、この対象としては、14人いるんですけれども、入園者はいないということです。今の2歳児が6人、1歳児が3人、ゼロ歳児が二人と、このように減少していきますので、それと公民館長さん方にも9月26日に三つの公民館の館長さん方に説明をして、いろいろお話を伺ったんですけれども、今もないし今後も福山幼稚園に入園する子供はいないだろうと、というような館長さん方の御意見もございました。ですから、今後、この地区の子供たちはどこか幼稚園に行くとしたら、牧之原にございます。それと隼人地区に富隈も公立でありますので、私立も国分地区にはございます。ですから、そちらのほうに行かれるのではなかろうかと思っております。

○委員（前川原正人君）

休園だと、また復活ができるわけですが、廃園で条例を廃止をしてしまうと、全く行政のほうの受け皿というのはなくなるわけですね。同じ霧島市内の大きいキャパで話をすると、ほかにもたくさんあるんだけど、その地域性という点から見たときには、その受け皿がなくなるということになるわけで、いわゆるちゃんと預けたい人が発生した場合の担保というのが、どこかで保障されないといけないわけですが、その辺は全く議論されなかったわけですか。

○教育総務課長（久保隆義君）

下場の子供たちの数は先ほどの数ですね。それと幼稚園というのは霧島市内で、あるいは親が送り迎えをすることで、ないという状況にはありませんので、富隈、牧之原があります。それと私立も国分地区にもたくさんありますので、親の送迎が可能な幼稚園というのが全然ないわけではございませんので、そちらのほう利用していただければいいのかなと思っております。私立はバスでの送迎もございます。

○委員（前川原正人君）

やはり、ここで合併当時のことを申し上げるならば、合併するともっとサービスがよくなって、

負担も軽くなって、よりよい方向になるんだというのが一つのキャッチコピーであったわけですよ。こういうふうな形で、廃園となると、当然そのキャパが少なくなる。全体でいけばたくさんありますけれど。旧福山町ということで考えると、いわゆる受け皿がなくなるわけで、それを行政側が送り迎えが可能だからということでおっしゃると、全く本末転倒になっていくわけですが、やはり今でも疲弊している下場地区、海岸地帯ですけれど、これにもっと拍車を掛けることになると思うんですね。全体でいけばたくさんあるけれど、送り迎えはそっちでやればいいじゃないかと。行政が本来であれば、公共性という点から見ると、ある程度預ける人がいるかないかというのは、その時々状況だったり、親の判断だったりするという点は確かにありますけれども、やはりそこをちゃんと担保していくということだって、本来であれば考えていくべきではないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育総務課長（久保隆義君）

地域の活性化というような観点からは、9月26日に大廻、小廻、中央の館長さん方とお話を致しまして、館長さん方ですので、そこら辺については十分に心配されると思います。館長さん方と直接話をしたんですけれども、これからももう地域ではないだろうと、だからそれはもう仕方がないですよという御意見も頂いておりましたので、このような廃園を今回出しているところでございます。

○教育部長（越口哲也君）

ちょっとつけ加えさせていただきますと、やはり過去十数名いた園児の数がここ一桁になりまして、それでも増えることを期待しながら、様子を見させていただいたところもでございます。そういう中でやはり幼稚園というのは集団生活をする必要がある施設でございますので、少なくとも10名程度の園児がいて、お互いに切磋琢磨しながら幼稚園の学習若しくは遊びで、いろんなことを覚えていくというのは必要かと思えます。そういう中ではどうしても、久保課長も申し上げましたように、今後、人員が一桁、5人、6人と、そういう子供たちが皆さん来てもらっても、やっと3学年で十何人というような状況ですけれども、中にはやはり仕事をされていて保育園に出される方とか、集団生活をさせたいということで、国分からもバス等の迎えがございますので、私立の幼稚園・保育園に通わせている方とかいらっしゃいますので、やはりそういう意味では地域の方々にも一定のサービスは提供されているのかなというふうに思えます。福山地区の幼稚園がなくなる、福山の下場の幼稚園がなくなるということは、地域も非常に寂しいということは言っておられましたけれど、やはり今後の子供たちのことを考えると、やむを得ないのかなということで、地域の3館長さん方も御理解はいただけたところでございます。

○委員（平原志保君）

今回、公民館長さんを対象に説明というか、情報交換をしたと思うんですけれども、対象の子供たちがいらっしゃる親御さんも、たいした人数じゃないと思うんですが、その方たちには今回こういうことをお知らせしたり、話し合いに参加してくださいということはおっしゃらなかったんですか。アンケートをとるとか、そういうのはなかったのでしょうか。

○教育総務課長（久保隆義君）

一つは、今年度休園にしておりましたけれど、保護者の方から実は来年幼稚園になるんだけどとか、そういう問い合わせも一件もございませんでした。館長さん方のその話し合いの中でも、地域にこういう子供たちはいるんですけれど、どうでしょうかねとお話をしましたら、いけないと思うよと、これだけしかなくて、少ないんだし、今も行っていないから、新たにまた幼稚園に福山地区の下場から入るといふ人はいないと思うから、それは仕方がないというようなことを館長さん方からお伺いをしたところです。

○委員（平原志保君）

やはり、館長さんというのは年齢が上の方で、今、子供がいらっしゃる方ではないですし、お孫さんがいるかもしれないけれども、想像の域でこういう御意見を言っていられるだけじゃな

いですか。今回の問い合わせもなかったということなんですけれども、今後、福山にあそこには子供が全然いなくなって、最終的にはゼロになるというような考え方で動いていくような感じでいいんでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

先ほどの御答弁でも申し上げましたように、福山のあの地域の子供さん方がゼロになるというのは全く想定しておりません。逆に増えていくような努力を行政としてもしていかなければいけないというふうに思っております。今いる方々の中には、先ほども申し上げましたように、バス等を利用してちゃんと国分地区の幼稚園であったり、牧之原の幼稚園であったり、保育園であったりとか、様々な受け皿がちゃんとございますので、そういう中で一定の市民サービスというのは十分担保されていると、保育の場は担保されているというふうに理解しております。

○委員（平原志保君）

そうしたら、今後、人数が増えてきたときに、例えば霧島の大田小学校では幼稚園が一緒に入っていますけれども、一回、休園になっていましたよね。そちらの人数が増えたので復活して、かつ昔あった場所から移転されて、小学校の中に幼稚園ができたわけですけれども、人数が増えてくれば復活できる可能性もあるというふうに考えてよろしいですか。

○教育部長（越口哲也君）

確かに大田幼稚園につきましては、平成20年に一回休園をいたしております。その際も平成19年の段階で年長者が二人ほどいたわけなんですけれども、やはり先ほど申し上げましたように、二人の保育をしても、なかなか集団の幼稚園としての本来の場ではないということで、休園をさせていただいたところでした。ただ、その後に地域の方々、保護者の方々が地元の幼稚園に通わせたいという声が出てきまして、その翌年に12名の幼稚園児が確保できまして、やはり再開してほしいということで、前の大田幼稚園の施設も古うございましたので、大田小学校の中に空き部屋を使いまして作りまして、保育を始めたということで、今年は16名の園児がおります。そういう場合もございまして、今後、ものすごく増えていくということでありましたら、やはりその検討は可能かなと思います。ただ、10名とか一定の園児の数が確保できまないと、それがまた比較的長期的に期待が持てるような状況になりましたら、ちゃんと検討させていただきたいというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

確認をさせていただきたいんですが、平原委員のほうから大田小学校の例を引いておっしゃったわけですが、最初二人しかいなかったと。地域から十数名の人たちが行くようになって、また復活をしたんだと御答弁をいただいたわけですが、例えば可能性としては全くゼロではないと、しかし廃止をすることですぐに対応できるのかということ、実際の話、条例制定から始めなければいけないわけですので、それが本当に可能なんですか。例えば実際的には福山小学校の空き室を利用して、その中の幼稚園の施設を確保するとか、物理的には可能だと思うんですね。しかし今回、廃止となりますともう行政財産ではなくなるわけですので、行政の責任がなくなっていくという、そういう側面も持っているわけですけれども、例えば極端な話をすると、十五、六名、20名、増えるか増えないかというのは可能性としては薄いでしょうけれども、そういう状況になった場合には、また復活するという、そういうことも想定をしているという理解でよろしいわけですか。

○教育部長（越口哲也君）

現在の福山幼稚園の施設、これは独立した施設としてございますので、この施設につきましてはもう廃止して、他の使用方法を検討すべきだというふうには思います。大田幼稚園のように、例えば小学校の中というように、実際に非常に厳しいものがあると思います。ただそれは福山地区の子供さんの数も増えてきて、なおかつやっぱり地元の幼稚園に通わせたいという声が非常に多くなって、一定の人員の方々が行きたいのでという形になってくると、次に考えられるとすれば福山小学校の中に新たに幼稚園を設置するような方法で、検討することになるのかなというふうに思います。可能性としてはゼロではないと、ただ非常に厳しいものがあるだろうなというの予想

できるところでございます。

○委員（前川原正人君）

物理的には今、部長がおっしゃるように福山小学校の空き教室を使ってというのは可能なわけですよ。しかし、条例上では廃止することになると、もうなくなるわけですから、実際の話、行政のほうは条例から作って設置をしなければならないわけですので、そこが条例上はもう不可能になるわけですよ。今回、廃止してしまおうと。実際、今おっしゃるように可能性はゼロではないけれども、しかしなかなか難しいだろうという予測のもとでの答弁だと思うんですが、物理的に可能でも条例上廃止をしてしまうと、後の担保される部分というのが実際なくなるわけで、ほかにはあっても町内にはなくなるわけですよ。そういう場合にちゃんと対応ができるような体制というのは、どのように対応していきますかということをお聞きしているんです。

○教育部長（越口哲也君）

少なくとも今の幼稚園施設、これは幼稚園として存続する限り、あの施設は有効活用ができないというのはお分かりいただけだと思います。地域としましては、あの場所を非常に有効活用したいという声が地域の中にございますので、当然あの施設自体はそういう教育財産から切り離して、市の財産として有効活用するほうに、やはり舵を切るべきだというのが地域の館長さん方の声でもございますので、今の施設につきましては廃止というのはもう、致し方ないのかなと思うところがございます。

○委員（平原志保君）

もう一回確認なんですけれども、じゃあこの廃止という形をとらない限り、今ある施設はほかの利用はできないということでしょうか。それとも、休園という形にして、園をほかの目的で使っておくということは不可能なんでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

条例上は教育施設でございますので、条例がある以上は有効活用は不可能であるというふうに認識しております。

○委員（有村隆志君）

大変な決断をされたということでお聞きしましたけれども、教育部としてほかにもある施設をこういう形で定員が割れましたということで、全部即なくなっていくような考えなのか、その辺をお聞かせください。

○教育部長（越口哲也君）

市内の施設、幼稚園につきましては非常に定員が少なくなって、10名ちょっとというところも多ございます。陵南幼稚園と富隈幼稚園につきましては、一定規模の園児を抱えて集団的な活動が有効にされております。あと三体、大田というのも十数名というところですけども、今の中では非常に安定的な人員確保も可能だというふうに認識しておりますので、早々、廃止していこうという流れをつくっているということではございませんので、その点をご安心いただきたいというふうに思います。

○委員（平原志保君）

先ほどの質問に続くんですけども、廃園と休園ではコストは置いておくのに何かコストで変わるものがあるんですか。建物のことは別に、廃園という形と休園と名前が違いますよね。どちらも無い状態だと思うんですけども、何かコスト的に変わるものがあるんでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

特に休園でありましては、電気等は遮断することによって新たなコストというのは発生はいたしません。しかしながら、その施設が休園で残っている以上は、他の施設として利用はできないということになります。

○委員（平原志保君）

一つの考え方なんですけれども、やはり廃園と休園というのは地元感情的には大分違うと思うん

ですね。例えば小学校内に福山の幼稚園を取りあえず移転させるという形をとっていただいて、そこで休園という形にさせていただいて、施設のほうはもう切り離していただいて、もう使わないということでやるということは可能ではないでしょうか。移転させればいい話ではないでしょうか。移転させた上で廃園ではなく休園という形はとれないでしょうか。一応形式的な文章だけの問題になると思うんですけども、そうすると建物も自由に使えるようになるんじゃないでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

やはり小学校には小学校の場として一定の教室、数が必要でございますので、その中に使用しない中でそこに移転をするというのは、これはまたちょっと不自然な状況になるのかなと思います。基本的にはやはりそこに園児がいて園児を保育する場があって初めて、そこに条例を作ってそこに移すというのが本筋じゃなかろうかなと思います。

○委員（池田 守君）

現在、年長対象が7名、年中1名、年少6名ということで、14名の園児がこの地域にいるわけですから、この14名の園児は26年度は一人も入園希望がなかったということなんですけれども、最近の子供たちは保育園か幼稚園かに行っていると思うんですが、この子供たちはほかの所に通園していると思っていいますか。

○教育総務課長（久保隆義君）

おっしゃるとおり、どこかの保育園か幼稚園に行っているんだろうとは思いますが、行き先まで調査はしていないところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。

- △ 議案第81号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）
- 議案第82号 指定管理者の指定について（国分運動公園ほか3施設）
- 議案第83号 指定管理者の指定について（霧島市横川体育館ほか4施設）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（霧島市牧園アリーナほか2施設）
- 議案第85号 指定管理者の指定について（霧島市隼人体育館ほか3施設）
- 議案第86号 指定管理者の指定について（霧島市隼人庭球場ほか2施設）
- 議案第87号 指定管理者の指定について（霧島市民国分総合プール）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（サン・あもりほか1施設）
- 議案第91号 指定管理者の指定について（溝辺コミュニティセンターほか8施設）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（まきのほら運動公園ほか4施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、会次第の（3）、議案第81号から議案第98号までの指定管理者の指定についての10件は、全て教育部所管でありますので、一括して審査を致します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました、議案第81号から議案第88号、議案91号及び議案98号の10件につきまして御説明いたします。提案理由としましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。今回の指定管理者の選定に当たっては、本年6月9日から7月14日までの間、指定管理者を公募し、19区分の公募のうち、教育委員会関係では10区分であり、計10件の議案審議を当総務文教常任委員会にお願いするものであります。なお、この10区分のほかに、

教育委員会の所管する「牧園B&G海洋センター」の指定管理者の選定につきましては、主たる施設が商工観光部が所管する「霧島高原国民休養地」と一体的に指定管理されるために、当該議案第94号につきましては、産業建設常任委員会で議案審査されたところであります。この10区分の候補者の選定では、内部委員6名と外部委員4名の計10名からなる指定管理候補者選定委員会を2グループ設置し、2つに分けて審査を行いました。委員会は、8月6日から8月28日までの間に各々3回開催しています。指定管理者の選定に当っては、現地調査、申請者から提出された申請書類に基づく施設担当課の意見、申請者からのヒアリングを行いました。審査は、選定項目及び審査内容に定めた配点の60%を標準とし、現在の施設の運営状態を基準として、申請者の提案内容が優れている場合は加点をし、劣っていると思われる場合は減点する方法で評点し、委員全員の合計点が最も高い申請者を選定し、その候補者として決定しております。今回の総務文教常任委員会に審議をお願いしている教育委員会の施設等については、各教育出張所所管分も含めて保健体育課関係が8件の議案で、29施設、生涯学習課関係が2件の議案で3施設となります。詳細につきましては、各主管課長等が説明しますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

議案第82号、指定管理者の指定について御説明します。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としている国分運動公園について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者のみからの応募でありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、株式会社エルグ・テクノが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノに平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)施設の維持管理に関する業務、(2)施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(3)施設の使用料の収受に関する業務許可等、(4)全3号に掲げるもののほか、教育委員会が施設の管理上必要と認める業務、(5)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、同ページの6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第5号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に、4ページ8の参加資格について、「②平成26年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に、6ページ14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく14の(2)を御覧ください。「審査基準と配点」については、市の指定管理者の手続条例に従って、平等利用の点で「適否」を判断し、効用効果に30点配点、管理経費の縮減に30点配点、人的・物的経営資源等に20点配点、その他市長等が必要と認めるものに20点配点し審査しました。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成についてご説明いたします。資料2の次のページを御覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししていますが、今回は19の施設を審査するために、委員会を4つの区分に分けています。

国分運動公園は、委員会区分4で審査を行っており、その委員は、内部委員が平野副市長、中村副市長、高田教育長、川村総務部長、中村企画部長、越口教育部長、外部委員が、小牟田アツ子、新田瑠璃子、細山田為重、狩集玲子の計10人となっています。次のページの、「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会はそれぞれの委員会区分が3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、会議終了後施設を訪問し、委員に対し施設概要の説明を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を合計した最高得点者を確認し、さらにその最高得点者が指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、「審査方法」について御説明いたします。資料は3のインデックスです。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じものが、5のインデックスのページに記載してあります。次に、審査に当たっては、同じく5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書を御覧ください。得点については1者のみの申請でしたが、1,000点満点で820点でありました。主な「選定意見」は、本業のスポーツクラブのノウハウを最大限に活用した自主事業を計画しており、施設の点検・安全対策を定期的実施するなど、利用者の利便性や利用促進を第一に考える提案の内容であったこと、また、国体を見据えた芝管理や、写真判定機など備品の維持管理に関する提案が評価できたという選定意見でした。以上で国分運動公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。なお、保健体育課が所管する施設はほかに、議案第85号の隼人運動施設、議案第86号の隼人松永運動施設、及び議案第87号の国分総合プールの指定管理者の指定がございます。説明が重複しますので、重複していない点だけ説明させていただきます。議案第85号の指定管理者の指定についてです。現在、NPO法人隼人錦江スポーツクラブが指定管理者としている隼人運動施設について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者のみからの応募でありました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、NPO法人隼人錦江スポーツクラブが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、NPO法人隼人錦江スポーツクラブに平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。議案第85号、隼人運動施設は、資料1の募集要項については御覧のとおりでございます。資料2については、委員会区分が3ということで、内部委員に変わりはありませんが、外部委員が河野優子、中山誠、福島年子、向井田晴嘉の計10人となっています。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書を御覧ください。得点については1者のみの申請でしたが、1,000点満点で819点でありました。主な「選定意見」は、広報機関を利用したPRや、日本舞踊など文化スポーツ的な自主事業を行うなど、老若男女を問わず幅広く利用者を増やしていく計画であった事、加えてトップアスリートを講師に招きジュニア世代の育成も行うなど、国体に向けた取組として評価できたという選定意見でした。以上で隼人体育施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第86号の指定管理者の指定についてです。現在、NPO法人隼人錦江スポーツクラブが指定管理者としている隼人松永体育施設について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者のみからの応募であ

りました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、NPO法人隼人錦江スポーツクラブが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、NPO法人隼人錦江スポーツクラブに平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。議案第86号、隼人松永体育施設は、資料1の募集要項については御覧のとおりでございます。資料2についても隼人体育施設と同様で、御覧のとおりであります。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書を御覧ください。得点については1者のみの申請でしたが、1,000点満点で801点でありました。主な「選定意見」は、利用者ニーズに対応し、開館時間を早めるなど利便性向上が図られる提案や、プール監視に対し女性職員の雇用を促進し、有事に備えるなど安全・安心な施設運営面への配慮が評価できたこと、また、総合型スポーツクラブ事業のノウハウを、自主事業講座として活用するなど効果的な提案が評価できたという選定意見でした。以上で、隼人松永体育施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第87号の指定管理者の指定についてです。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としている国分総合プールについて、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者のみからの応募でありました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、株式会社エルグ・テクノが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノに平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。資料1の募集要項については御覧のとおりでございます。資料2についても国分運動公園と同様で、御覧のとおりであります。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書を御覧ください。得点については1者のみの申請でしたが、1,000点満点で829点でありました。主な「選定意見」は、利用需要が増加する夏休み期間中の監視体制の強化や、水難訓練の定期的な実施・健康運動指導士を雇用・塩素濃度を3時間置きにチェックするなど、安心・安全な管理運営の提案であった事、また、全ての年代を対象とした自主事業を行い、国体開催に向けスポーツ人口の増加や選手育成を視野に入れた提案が評価できたという選定意見でした。以上で、国分総合プールの指定管理者の指定についての説明を終わります。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

議案第81号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としている、いきいき国分交流センターについて、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者から応募がありました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、同社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノに、平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、資料1の募集要項については、保健体育課の説明時に、御覧いただいた内容と同様でございます。次に、資料2の2の2枚目の選定委員については、国分運動公園と同じで、同様の審議経過を経ております。また、評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の2の4枚目を御覧ください。評点結果については、1者のみの申請であり、1,000点満点で823点でした。「選定意見」には、「ふれあいバスなどの時刻表を管内に掲示するなど、交通の利便性を高めるための提案を評価した」「スタッフに声をかけやすい雰囲気づくりを視察の際にも感じる事ができた」などがあります。以上で、いきいき国分交流センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第88号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、株式会社ノモトを指定管理者としているサン・あもりほか1施設（天降川地区共同利用施設）について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、公益社団法人霧島市シルバー人材センターと有限会社サザンエステート（株式会社ノモトと同系列の会社で、代表取締役は同一人物）から応募がありました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、有限会社サザンエステートが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、有限会社サザンエステートに、平成27年

度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、資料1の募集要項については、これまでの説明で御覧いただいたとおりでございます。次に、資料2の2の2枚目の選定委員については、国分運動公園と同じで、同様の審議経過を経ております。また、評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の2の4枚目を御覧ください。評点結果については、霧島市シルバー人材センターが、1,000点満点で733点、有限会社サザンエステートが739点でした。主な「選定意見」には、「生涯学習施設としての活用だけではなく、各種交流センターとしての活用の提案があった」「施設案内のチラシを独自に作るなど、利用者の利便性向上の取組を評価した」などがあります。以上で、サン・あもりほか1施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○溝辺教育振興課長

続きまして、議案第91号、指定管理者の指定についてです。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としている溝辺上床公園内の溝辺コミュニティーセンタ外8施設について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、きりしまPPP株式会社、有限会社熊南空調システムの計2団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、きりしまPPP株式会社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、引き続き、きりしまPPP株式会社に平成27年度から5年間、指定管理者として指定するものです。インデックス1の募集要項については御覧のとおりでございます。評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、インデックス2を御覧ください。評点結果につきましては、1,000点満点できりしまPPP株式会社が729点、有限会社熊南空調システムが611点でありました。主な選定意見は、年末年始や施設・設備等のメンテナンス以外は休館日を設けずに、また開館時間についても、利用者のニーズに合わせる提案をするなど、利便性の向上に繋がる提案があったこと、広報活動や自主事業により、施設を有効活用し、バラエティーに富んだ利用者に配慮した提案がなされていたこと、簡易食品加工室をワンデイレストランとして活用するなどのユニークな発想があったこと、また資金面などでバックアップ体制が整っていることなどが評価できたという選定意見でした。以上で、溝辺コミュニティーセンタ外8施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○横川教育振興課長

続きまして、議案第83号の指定管理者の指定について説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としている横川運動公園について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者のみからの応募でありました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、株式会社エルグ・テクノが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノに平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。資料1の募集要項については御覧のとおりでございます。資料2についても御覧のとおりであります。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書29ページを御覧ください。得点については1者のみの申請でしたが、1,000点満点で822点でありました。主な「選定意見」は、大会が開催される際に開館時間を早めたり、第1火曜日の休館日を撤廃するなど、利用者の利便性の向上や利用促進につながる提案や、高齢化率の高い地域であることを考慮して、高齢者を対象とした自主事業を実施する提案が評価できたという選定意見でした。以上で、横川運動公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○牧園教育振興課長

続きまして、議案第84号、指定管理者の指定についてです。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としている霧島市牧園アリーナ、霧島市牧園みやまの森運動場及び霧島市牧園ゲートボール場施設について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者のみからの応募でありました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、

きりしまPPP株式会社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、きりしまPPP株式会社に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。得点については1者のみの申請でしたが、1,000点満点で691点でありました。主な「選定意見」としましては、「観光協会に加入することで全国からの集客を図るためのアグレッシブな事業展開を計画するなど観光振興にも配慮していることを評価した。」等となっております。以上で、霧島市牧園アリーナ、霧島市牧園みやまの森運動場及び霧島市牧園ゲートボール場施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○福山教育振興課長

続きまして、議案第98号の指定管理者の指定についてです。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としている、まきのはら運動公園、霧島市牧之原運動場、霧島市福山体育館、福山多目的交流施設及び霧島市福山プールについて、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者のみからの応募でありました。霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、きりしまPPP株式会社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、きりしまPPP株式会社に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。資料1の募集要項については御覧のとおりでございます。資料2についても国分運動公園と同様で、御覧のとおりでございます。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書43ページを御覧ください。得点については1者のみの申請でしたが、1,000点満点で759点でありました。主な「選定意見」は、パークゴルフ発祥の地である北海道の旅行会社との連携や「パークの日」を無料開放するなどのユニークな提案、芝の管理経験のある職員の採用や冬芝のテストを独自に行うなどの利便性向上のための取組、また、地域経済への波及効果を考えて提案が評価できたという選定意見でした。以上で、まきのはら運動公園、霧島市牧之原運動場、霧島市福山体育館、福山多目的交流施設及び霧島市福山プールの指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時09分」

「再開 午前10時29分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの執行部の説明に対して、これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

全体的についてなんですけれども、この指定管理の審査のやり方なんですけど、提案書を出していただいて、その中身を点数化してやられていますが、ほとんどのところが過去にも同じ施設で管理されたりしているんですけれども、その過去の分の評価というのはこの審査には生かされないんでしょうか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

今回、3期目になりますけど、同じような指定管理者がずっと指定を受けている結果がございます。確かに1期目の3年7か月で1回、総合評価をしました。それから2期目も26年度の年度始めに総合評価をしました。しかしその結果をこの審査に生かすとなりますと、今の指定管理者の評価はそれでいいのかもしれませんが、新しく提案をする方との評価基準とうのが変わってくるということから、余りそこを一緒に総合評価イコール、その次の指定管理者の選定というふうには、ここは相容れないようにしているところです。しかし、内部委員が6名いるという説明がありましたけれども、こういった方々は過去の指定管理の状況というのは、ある程度毎月の報告であるとか、年度末の事業報告書などで、ある程度把握をされていますので、幾分かABCの評価には少し左右される

ところはあるのかもしれませんが、審査項目の中で過去の評価がどうというような審査項目は設けていないというようなことです。これは公平な競争を保つ、審査を保つということから、そうさせていただきます。

○委員（平原志保君）

そうしますと、今回は総合評価というのは特にはされてないということによろしいのでしょうか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

5年間の指定期間がございましたので、5年終わってから総合評価をすると、どうしても物理的に指定管者が変わっていたときに、意味のない評価になりますので、最後の5年目の年、いわゆる4年間実施した結果に基づいて、総合評価を実施いたしました。これは3月末でその年度が終わりますが、2か月後までに事業報告書提出というならびになっています。それを市長が報告を受けて、それぞれの審査を評価をすることになっておりますので、総合評価はいたしました。

○委員（平原志保君）

その総合評価で、ちょっとここはいまいちなというようなところが、今回もまた希望されているとか、全部総合評価ではいい評価のものが、今回も引き続き希望されていると考えてよろしいのでしょうか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

総合評価の内容はまだ莫大な量になりますので、一つ一つ申し上げられませんが、利用者が増えてそれから経費が削減するというのが、この制度を導入した最大の目的でございますので、まだ指定管理を導入してから、市がやっていたところとすると、利用者が右肩上がりです上がっております。それから経費の削減という面では、指定管理料の年々の削減というのがございますので、その二つの角度からとっただけでも、総合評価でこれはどうかなというようなところはなかったと考えております。

○委員（平原志保君）

ちょっと細かく聞いていきます。施設名のサン・あもりさんなんですけれども、こちらのほうの管理費のところ、資料で言いますと資料1の一番最後のページから手前のところです。資料2の手前のところを見ていただくと、88です。サン・あもりさんを例に出して申し訳ないんですが、こちらは私が行くたびにちょっと掃除が行き届いてないというのがいつも気になって、特に外の草が生えっぱなしだったり、草を刈ったことがないんじゃないかと、行くたびに思っていたんですが、管理費を見ますと、清掃費がごみ負担金だけしかなかったり、また燃料費が草刈り機用のお金が2,222円、これは何回草刈りをやっているってことで、この金額なんでしょうね。やっぱり1年に1回しかやっていない金額くらいにしかないんじゃないかなと思うんですけれども、そういったのは分かりますでしょうか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

ただいまの御質問のサン・あもりの清掃の中で周辺の草刈りの状況ですけれども、私どもも年に何回刈っているかという状況は、正確に把握しておりませんが、サン・あもりの幾度となく行く機会がございまして、周辺も見ることがあるんですけれども、私どもが見たなかでは草ぼうぼうになっているというような状況はちょっと把握していないんですが、行ったときにはある程度は刈られている、ちょっと伸びてきているかなという時期もありますけれども、それほど草ぼうぼうになっているという状況はちょっと認識しておりません。

○委員（平原志保君）

私が見るたびだけだったのかもしれないんですけど、ちょっとこの何年間か行くたびに気になる場所だったので、どうなのかしらと思っておりました。あと、こちら体育館があるんですけれども、カーテンがみっともないような形で落ちておまして、高いところから吊るす形になっているカーテンなんですけれども、施設長の方にも余りにもみっともないので、外すなりどうにかされたらどうですかという話をしたことがあったんですね。そうしましたら、外すのにもすごくお金がかかっ

てできないと、だからほっとしているというような返事だったんですが、そこら辺は今はどうなっているかお分かりでしょうか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

施設のほうからもそのカーテンについては私どもも聞いておまして、実際に現地も見に行っております。その施設の方がおっしゃるように、あそこは非常に2階の部分から天井までが高く足場を下から組まないと撤去ができないような状況でございます。あのカーテンがなんであるかと言いますと、ちょうどあの窓が大きな窓なんですけれども、東側を向いております、スポーツをするときにちょうど太陽光なり、あるいは外の光が中に入って、スポーツをする上で支障があるというようなことがあったものですから、そのカーテンを設置しております。要するに、カーテンが落ちかけて非常に見苦しい状況になっておりますけれども、ちょっと私どものほうも、予算のことは余り言いたくないんですけれども、お金が掛かるものですから、今のところ現状で利用者の方にも我慢していただいているような状況でございます。この件につきましては、また何らかの形でやらないといけないと思っているんですが、やるとなりますと利用者の方の使用を止めたりしなければなりませんので、ちょっと今、検討段階でございます。

○委員（松元 深君）

サン・あもりも出ましたが、全体的にですが、指定管理者募集要項の中で今、言われました、例えばサン・あもりは、サン・あもりと天降川共同利用施設で分けて、募集要項は出されているんだけど、向こうの事業計画は1本でやっておられて、細かいことですが管理費に草刈り機の燃料代が出ているんだけど、今度は向こうの予算の中では、管理事務費の中に草刈り機の混合燃料代が出ているんだけど、そこらの指導というか、出した事業計画についての決まりは、向こうが刈って管理費から事務費に変えて提案をされているんだけど、そういう細かいチェックなどはされていないんですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

まず、積算の過程でこの基準価格をつくる時に、どうしても施設が複数ある場合は、あるいはまた課がまたがる場合もございます。そういったときには、それぞれが予算の中で積み上げるといのがまず第1の作業になってまいります。そして、効率的にできる例えば今の油代であるとか、あるいは人件費であるとか、そういったものは行革とそれから財務辺りで、一本化するというような流れになります。そういうことで今、資料にお示ししておりますこの基準価格の積算の根拠というのが出てくるわけです。そして、ある程度査定をされた分ということになりますが、これで公に出して募集をすると、それで今度は指定管理者が、企画提案を出す段階においては、指定管理者の中で管理費に関わる部分、あるいは事業費に関わる部分という、それぞれの考え方がありまして、この収支計画書については、それぞれの民間の事業者の方々の考え方に基づいて、提案がただなされていると、これを修正するとか、指導するとかいう段階では、ここの時点ではございません。これは今後、どうなるかと言いますと、12月の議会で議決をいただきますと、市長が指定管理者として議会の議決をもって1月に処分をします。行政処分です。指定管理者として指定をすることです。これから1月、2月、3月にかけて、これは管理費なの、事業費なのというのは、担当課と指定管理者、落とししたところと協議をして、これは管理費、これは事業費、人件費はこういうことでやってくださいというような形で、今後、中身を精査するのが1月から3月まででございますので、そして3月の議会で予算が通ると、それで4月から指定管理が始まるというような流れになりますので、今は出されたものを整合性があるか、事業計画書に書いているものが予算として裏付けられてるかどうかの整合性を見るために、この様式という形で出させているところでございますので、立ち入って相手方に指導するというところまでは今、入っていないところです。

○委員（松元 深君）

ほかの課では雑入とか、自主事業の収入支出ということもそういう考えでよろしいのでしょうか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

おっしゃるとおりです。全ての費目に対して後で精査をしていく。だからこの予算というのが、議会の議決事項にないというのは、まず指定管理者を処分するというのが、議会の議決で大事ですので、それをしてお金については、事務レベルでちゃんと積み上げて、3月に予算として承認をいただくというような流れになります。

○委員（松元 深君）

数字を一生懸命見たもんですから、そういうことを聞いたんですけども、それだったら自主事業で赤字を出しての計画をされているんですけども、そういう事業を本当にされるのかなど不安になりましたので、これはまた次のそういう精査のときに言ってほしいですが、それと全体ですが、評点を全ていろいろ見させていただいたんですけど、同じ施設ですごく高い人と60点をかなり切っている例もあるんですけども、この差は個人のいろいろな考えだと思うんですが、例えば横川運動公園で一番高い人で93点、一番低い人が53点という差があるんですけども、この53点の方の例えばどういところでマイナスだったのか、分かっていたらお知らせいただきたいと思います。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

内部の副市長を始めとした部長の委員の方については、ある程度同じ物差しで物を見ていると思います。今回、審査委員会の3区分と審査委員会の4区分で外部委員が入れ替わっております。それで外部委員は、それぞれの課のほうから推薦というか、そこを良く使う方々に委員になってもらうというような傾向が、今回あったと思います。93点と53点と幅が広いというのがありますけれども、利用者代表ということで、こちらからお願いをした経緯がございますので、やはり今の指定管理者と今回のこの事業計画に対して、60%が基準ですよと言いつつも、それ以下の点数を付けているということは、私はここは良くないというような意思表示をされた結果だと考えております。しかし、いろんな試験制度もそうですが、一番高い人と一番低い人を引いて、その間で残った8人で評点をするという方法もありますけれども、霧島市のこの選定委員会においては、そこら辺は1個人の意見なのか、10人全員の意見なのか、そこら辺を総合的に判断することから、このように合計点というのを出して、10人で割って比率で出しておりますけれども、こういうことで委員の中で考え方によっては、評価しないという委員もいらっしゃるし、あるいはこれはすばらしい提案だという意見もいたと、そういう方が10名の中にいらしたということだと思っております。

○委員（松元 深君）

こういうことは、AからJまであるんですが、これは誰かと指定はできないということが前提ですが、利用者の方のほうやはり点数が大分厳しいのかなと感じますので、今後、四半期に1回ぐらいは所管の課であります、教育委員会教育部を中心に、指定管理者の指導ということではないかもしれないですけども、平原委員も言いましたが見に行つて指導もしていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

○委員（前川原正人君）

たくさんの議案になるわけですけども、まず大きな視点として、基準価格が例えば議案第81号の部分については、3,648万4,000円、そして82号では4,351万1,000円という、それぞれ基準価格が出されているわけですが、これはあくまでも行政の側から提示をした基準価格ということで理解をしてよろしいわけですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

この基準価格を作成するに当たっては、当然行政側から出した工事とか請負などで出る予定価格と同じようなものなんですけども、市はこの程度予算を準備できるよという数字を出しています。この数字はそれではどうして出したかということですけども、やはりもう指定管理者が今回3期目に入ります。3年7か月、5年というのが過ぎてきました。揺籃期から少し成長期のほうに移ってきつつあるところで、過去3か年の実績に基づいて、この積み上げた数字というのを1年あたりに換算をして、出した経緯がございます。過去3か年と申しますと、24年、23年、22年、これは正に指定管理者制度が導入されているところの数字が反映されておりますので、市としては一番最初に

95%したというのを御記憶だと思いますが、もうその時点でこの制度を導入する目的というのは、まず一つ達成しております。ですから、右肩上がりでは経費が上がる、人件費とかいろんな税とか上がる、そういう中でこの指定管理者制度というのは、年々お金がそんなに掛からなくなっている制度になっています。それは民間の方々の努力があるからということです。その直近の3か年間で合計して3で割ってというような方向性で数字を出しておりますので、当然市が準備したお金ではありませんけれども、そこには指定管理者のノウハウの中で培われた金額というのが、反映されているというふうに御理解いただいて結構だと思います。

○委員（前川原正人君）

それぞれ答弁いただいたわけですが、過去3か年の実績に基づいて、それを3で割った大体の価格がこれくらいであろうということで理解ができました。ただ問題は、いわゆる過去の3か年の実績を算定したときに、おっしゃるように人件費等が上がる、物価が上がる、そういうのも勘案をされていると思うんですが、そういうのも算定の基礎の中には、業者さんの努力もありましょうし、各施設の利用状況だったり、様々な要件で違ってくると思うんですが、その辺もやはり勘案をされているという理解でよろしいですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

人件費につきましては、特に最低賃金というのが上がってきておりますので、それに合わせて指定管理者というのも、8年、9年目に入っておりますので、だんだん昇給みたいなものを行っているように聞いております。私も、一人200万円という数字をいたしましたけれども、指定管理者はその範囲の中で、毎年の昇給があったり、あるいはちょっと主任とか、あるいは施設長とか、そういったところの手当てというのを付したり、あるいはまた交通費というものをちゃんと付したりというような形ものを報告をいただいておりますので、具体的に幾らという一律ではございませんので、それぞれの会社の実情に応じて、そこら辺はなされているところだと思いますので、人件費につきましてもそこは反映されているというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

大体3年くらい前だったと思うんですが、この指定管理の基準価格の作成に当たってということで、行政の側が基準価格の算出については、基本的に通常の管理状態における歳出合計から、歳入合計を控除し、その額にこの当時ですから、消費税を乗じた額を1年間の基準額とするんだよということで、文書が出ているんですね。その中で、人件費は一人200万円としてくださいと。200万円と言ったら言葉は悪いですが、ワーキングプアの所得階層なんですよ。ですから先ほどおっしゃるように、200万でということ行政の側が指示をすると、ある意味、官制のワーキングプアを生み出すような、そういう土台にもなり得るということも考えられるわけですが、その200万円という根拠はどこにあるのかお聴きをしておきたいと思います。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

200万円が一人歩きをしてしまいますと、市は200万円しか出せないというふうになりますが、あくまでもこれは、人件費を計算する上での条例上で8時半から夜10時まで開館した場合の、大体200万円一つの施設、区分けがありますね。体育館とかグラウンドとか、そこの中の人数が大体10名ぐらいあれば足りるだろうというような考え方に基づいているものであります。ですから10名の人を200万円で雇うのではなくて、8人ぐらいの人をローテーションを回すことによって、その2,000万と、10人分の200万円ですから、ということも考えることができますし、市としてはどうしても人件費というのをどんどん上げていけば、それは指定管理者が喜ばれることかもしれませんが、指定管理者のノウハウの中で、市が準備をした予算の中で、十分そこら辺はローテーションとか、早番、遅番、それから週末の勤務、そういったので対応しているということで、200万というのが出ますとワーキングプアを助長するというのは、確かにおっしゃるとおりだと思いますが、大体10人という目安を提示しただけでございます。ですからそれが9人で回していたり、季節的な施設については6人、7人で回すことも可能であります。ですから、やはりそういうことで、全体の人件費も見

て、これでその施設を運営されているというふうに御理解いただいたほうが、200万円が全面に出て、200万円だってよということになると、非常にそこが一人歩きしてしまいますので、そういう人数の中で、あるいは250万円もらう人もいるでしょう。300万円もらう施設長もいるかもしれません。そういうようなふうに考えていただければいいかと思います。

○委員（前川原正人君）

これは、全体で一つ一つの指定管理者さんに対して、1社で複数指定管理をするところだったりとか、1社のみだけでやるところとか、そこはその指定管理者さんのやり方といいますか、手法であったり、経営努力であったりというのがあるんですが、見てみますと、一番大きい年収と言いますか、年俸という形で出ているんですが、議案84号のきりしまPPPの部分では、職員Aが216万円ということで一番最高額を出しているんですね。ほかの所は大体198万円とか、195万円ということとなっているわけですが、お聞きをしたいのは、あくまでもその基準額だと、基準額だけれども例えば季節の状況だったり、災害などは直接は関係ないでしょうけれど、その時々状況に応じて、例えば芝生が繁茂して相当手を入れなといかんとか、そういうのも当然その状況によって、同じではないと思うんですが、そういう場合でのキャパというの、ある程度は面倒を見るというか、そこは臨機応変に対応ができるという理解でよろしいですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

先ほど申し上げたように、季節労働的なところもございます。プールであるとか、あるいは芝生は毎日刈りませんので、大体4、5、6月、それから年末ぐらいというようなことですので、そういった要因というのは指定管理者の中で、ある程度年間の状況を見ながら、必ず民間の方々でするので左側にはちゃんと財布にどれだけ入っているというのは、見た上で人を雇ったり、ここはアルバイトで行こう、これは正規の職員を置いていたほうがいい、そういったものを考えた上でのことだというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、先ほどおっしゃったように、最初、指定管理を導入をするときに、これまでの直営の状況よりも大体5%引き下げて、95%ぐらいでその指定管理に出すんだというのが一つの目安だったんですね。そこは今も変わらないという理解でよろしいですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

指定管理を公募するたびに95%していくと、やがてはゼロに近い数字になってくると思います。導入当初、18年の9月の時点では95%させてもらいましたが、それ以降は3か年実績で指定管理者のノウハウが詰まった経営実績という数字がとれましたので、2期目からは95%はしておりません。したら大変なことになってお叱りを受けますので、そういうことで今は3か年を合計して、大体、国体とかいろんなものが見えてきますけれども、そういったのを加味しながら基準価格を出しているところご理解いただければいいと思います。

○委員（前川原正人君）

おっしゃったように、当然その95%を金科玉条して、それですと行くとゼロになっていくわけですね。それがいわゆる業者さんの努力だけではクリアできないことになっていくという部分もあるわけですが、一概には言えないですけれども、節約をするということが当時の一つの大きな目標であり、民間業者のノウハウを導入して、よりよい施設の環境をつくっていくんだという大きな目玉があったわけですが、経費的な部分でいくと、どれぐらいの節約といいますか、節減というふうにシミュレーションをされていらっしゃるんですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

18年9月当初で、95%をしたんですが、やはり最初はけん制というか警戒があって、私が記憶しているだけで落札額は87%ぐらいで落ちたと思います。ですから市としては、もちろん構成市町の考え方に基づいた実績でしたので、合併してからすぐこの制度が導入されましたので、それからすると相当な数字が削減はできていると思います。そこにまた職員として配置をしていた課長級ある

いはグループ長級、当時は係長ですね、そういった人たちが施設に配属があった施設が幾つかありますが、その分の人件費というのも当然、掛かなくなってきたということですので、この制度を導入して一つの大きな柱は経費を削減するんだということについては、ある程度の実績かできていないかというふうに考えております。具体的に平成17年とか16年に比べて、今、幾ら人件費があるいは管理経費が削減できたよという数字までは今は捉えていないところでございます。

○委員（中村正人君）

今その経費削減のことについていですが、応募が1者ないし者しかない状況をそういった意味で考えると、どのように考察をされていますか。1者が多いですかね。そこらの部分で考えるとどのように考察をされていますか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

募集の期間は丸々1か月間とるようにしております。ホームページとかいろんな媒体で募集しています。そして募集当初に公募の説明会というのを開催をしておりますが、そこではたくさんの方が来られます。全然手元の資料には出ておりませんが、説明はホームページを見られて、あるいはいろんな情報を聞き入れて提案をしたいという事業所が、6社、7社それぞれこられます。その1か月間の中で、よく精査されて厳しい基準価格だとか、あるいはこんなに広げればちょっと手に負えないとか、提案をされる側で、事業所側でいろんな考えがあつてのことだと思えます。結果的に1者とか2者とかということになりましたけれども、それはそれである程度その説明会を経て、その1か月の間で精査された結果が、こういうことだったというふうに御理解いただければいいかと思えます。今の指定管理者がほとんどそのまま次の3期目の指定管理者になりましたけれども、今までのことをそのまま行うのではなくて、向こう5年間をどう展開するかというふうに私たちは力点を置いて審査をしておりますので、公募をするたびにいい提案、あるいはいい内容の施設運営ができてきているんじゃないかというふうに考えております。

○委員（中村正人君）

はい分かりました。結局、応募が1者という点でいくと、先ほどから企業努力とかいろいろ削減されてきているというお話でしたけれども、毎回1者で行くとなると、その企業努力あるいは経費削減という意味で、複数社の応募よりも独占的なものになっていって、企業努力が望めない部分、あるいは経費削減が思うようにいかない部分等も考えられるんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

確かに1社ですと、今までのサービスがそのまま継続されてということ、向こう5年間も同じではないかというようなことにはなりますが、そこは少し私どもの考え方は違ひまして、新しい3期目の向こう5年間を、こういう形でやりたいという提案に重きを置いていますので、当然、今までのサービスというのは60%、60点ということで、ある程度維持しながら、更に20%、800点とか900点とか出ていますけれども、そういったサービスが提供できるであろうということで、市民サービスがよりよくなるんだと、公募するたびによりよくなるんだというふうな考え方で、この制度を運用しているところでございます。それでやはり、私どもとしても競争の原理が働けば、もう少し価格が下がったり、いい指定管理者がどんどん育っていくというふうには考えますが、2期目までやった指定管理者も、今までの指定管理とは違う視点で向こう5年間を運営しないとイケないところがありますので、そういった意味ではリフレッシュして、あるいは新しい提案あるいは新しい企画、そういうのは1月から3月で協議をする指定管理料、あるいは事業計画の中身、そういったところで点検とか確認をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○教育部長（越口哲也君）

確かに結果として、1者、多い所で2者という結果になってしまったわけでございます。やはり指定管理を現在やっているところというのは、やはりそのノウハウを生かしてより上を目指せま

で、実際に有利に働くというのも、これは事実でございまして、現実的には新規のところはこれに手を挙げて、実際に勝っていくというのは、なかなか難しい部分もあるかと思えます。ただ結果として、今の指定管理の状況を見てみますと、非常にアンケートであったり、いろんな調査をしましても、非常に結果として、市民サービスに大きく貢献している、プラスの要素というのが非常に多く見受けられておりますので、現状の指定管理者がどこも非常にいい状況であるというのは確かでございます。それが市民サービスに大きく貢献して、より同じところがとられた部分におきましても、さらに新しいものを取り入れたりとか、いい形で進めていくんじゃないかなと思っております。今後、応募だけでも複数出ただけであれば、有り難いと思えますので、その辺については、また検討をさせていただきたいというふうに思います。

○委員（中村正人君）

確かに経費削減だけを重点的にやっていけば、市民サービスが向上するかどうかという問題もありますから、当然その経緯削減だけじゃない部分で、利便性の向上等を念頭にまたやっていただければと思いますが、なんせその1者というのが、どうしても魅力がないのかなという部分もあって、確かに専門性が求められる事業でもありますけれども、そういった部分で、もうちょっと広く、説明会にはたくさん来られているということなんですけれども、そういった感じで経費削減だけではないという意味はよくわかりましたので、そういった方向でやっていただければと思います。

○委員（塩井川幸生君）

この指定管理で、教育委員会関係で、利用者からの苦情、また指定管理者に雇われている従業員の方々からの苦情等はございませんか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

まず、モニタリングと言いますけれども、年に1回1か月間、市のほうが利用者のアンケートを取ります。その結果。それから指定管理者は自分の施設に全て御意見箱みたいな、目安箱みたいなものを設置しております。それは毎日回収です。当然、電話が来たりあるいは直接各施設の窓口でこういったことがあったということもあると思えます。いろんな意見がございまして。例えば8時30からなのに8時に開けてくれとか、そういう意見もありますし、やはり先ほどありました掃除が行き届いていないというのも確かにあります。あるいは草が刈ってないというところもあります。そういったことはすぐ確認をして、指導をしたりしているところでございます。あとまた働いているの方々からのどうというのは、私ども保健体育課とか、各出張所のほうに寄せられていることはございません。

○委員（塩井川幸生君）

それとサン・あもりのサザンエステート、ここの会社の概要を見てみますと、従業員がなしとなっているんですが、従業員がいなくて指定管理を受けるということが理解できませんが、説明を求めます。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

現在、おっしゃいますように職員がないというような形になっておりますが、現在、ノモトさんがサン・あもりの指定管理者になってございまして、社名は変わりますけれども、そのまま従業員は移行していきますので、引き続き同じメンバーでの指定管理をさせていただくことになると思えます。

○委員（塩井川幸生君）

私もこの前聞いて知ったんですけれども、今、新しくノモトから経営者が代わるということで、そういう状況がしっかりと、どういう方向性でこうなるんだということを、ちゃんと配慮されてここに上がってきたものなのか、先行きが分からないノモトの状態で決められたのか、どっちだったんですか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

これが出る前に、サザンエステートという名前を変えて、今の体制でやりますよというお話は聞

いておりますので、現実、今やっている状況と何ら変わりが無い状況で、今後もできるだろうという判断の下に選ばれたと思います。

○委員（塩井川幸生君）

利用者もすごく多い所ですよ。私もいろいろな会で何回も行ってるんですけども、大変利用者が多い場所です。そういった場所で、今回、2者が応募されていますけれども、点差もない状況でなっていますが、市のほうは大丈夫だと、次にノモトを受け継がれるのはどこになるんですか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

ノモトの取締役の森山さんですけども、森山さんが今後もずっとされるということで話は聞いております。

○委員（塩井川幸生君）

森山さんが会社の経営を代わるというのは違ったんですか。私が聞いたのはそうになって、名前がないわけですよ。サザンエステートですか、これになっているんですが、それが森山さんになっているんですけども、東京の会社が入って来るとか聞いたんもんですから、そこらがちゃんと分かっておられたら。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

ノモトという会社を二つに分けて、サザンエステートは今回、指定管理を受けるものもするというので、ノモトの本体のほうについてはよくは知りませんが、名前を変えられてというようなことは聞いております。

○委員（塩井川幸生君）

そういった中で、働いてくださる方々が安心して働けるようにしてやらないと、会社だけがこういう従業員なしで書類があがって許可が出たと、誰が見てもびっくりしますよね。従業員がいないのに、架空の会社であるところに市が出したと、こういうのを見たらそうなりますので、そこらをはっきりとして、対処していただきたいと思います。

○教育部長（越口哲也君）

選定委員会の中でも、ノモトのほうから会社の今後の経営の方針の中で、こういうふうに会社を分けて進めていきますと、ついては中央の大手のところには本体の部分については、移行していくというような話。それとサン・あもりについては、現在も(株)ノモトさんが指定管理となっておりますので、今の(株)ノモトという登記もございまして、そこと今、指定管理を現在続けていると、新たに受け皿としてサザンエステートという会社を登記をしたんだけど、そこにはまだ従業員はいないということでございまして、年度が変わって新しく新年度からスタートしますと、ノモトのほうからサザンエステートのほうに職員を移して、運営をそちらのほうでしていくというような説明でございましたので、その点につきましては私どもも、安心して任せていけるなというところがございます。

○委員（松元 深君）

今、言われるんですけども、この計画書の中では、現在の経営状況は申請人は企業実績23年の会社でありましてと書いてあるんですが、そういう議論はされなかったんですか。

○教育部長（越口哲也君）

選定委員会の中で、フリップ等を利用されまして、今後の会社の経営の形というのはしっかりと説明をいただいたところです。少しお待ちください。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時16分」

「再開 午前11時20分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（越口哲也君）

この申請人は企業実績23年の会社であり、安定した経営実績の会社であるというふうな記載につきましては、(株)ノモトさんのことを記載されております。と言いますのが、最初の説明の中で(株)ノモトは3月までと、それ以降についてはサザンエステートに企業として移っていくということですので、そういう今までの実績という面を説明されたというふうに理解したところでございます。

○委員（松元 深君）

分かるんですけども、申請者の概要が6にあって、平成3年6月に設立されて社歴は23年になると書いてあったから、ノモトとは全然違う会社で、経営実績が安定した会社であるということにちょっと疑問があったものだから、そこ辺のヒアリング等はなかったのかなということですよ。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時22分」

「再開 午前11時23分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（越口哲也君）

実は、4番もですけども3番のところに、市内及び市外における当該施設の同種の施設の管理実績ということで、特にありませんという記載がございます。委員がおっしゃったところの上ですね。ここにつきましては、私どものほうも新たに引き継ぐサザンエステートは、(株)ノモトの実績をそのまま引き継いでいきますよという説明でございましたので、この審査をする際には経験実績がありますという形で評価をしますということで、これは主管である行革のほうからもそういう要請がございまして、そういう判断をしております。につきましては、会社名は異なりますけれども、あくまでも(株)ノモトさんの実績をサザンエステートが引き継いで、間違いなくこの指定管理を引き継いでいくということで、私どもは判断をさせていただいたというふうに御理解いただきたいと思っております。

○委員（松元 深君）

今、認識したということなんだけれども、書面上のそれで通用するのかなというのがすごく不安なところがありますので、ぜひ精査をしていただきたいと思うんです。

○教育部長（越口哲也君）

さきほどの3番についても、特にありませんと書かれたままの書類になっております。ここは実際に会の中ではそういう形で実績ありというふうに訂正をしたわけなんですけれども、あくまでもここに綴られた書類は、向こうが提出してきたもので審査をしているものですから、そのままの状態、手を加えない状態を出しているところでございます。会社の状況につきましては、何度も申し上げるような形で判断をさせていただいたということでございます。

○委員（松元 深君）

ここに向こうが書かれた事業計画書と申請者の概要の中で、不動産業を行った23年の実績があったり、これはまた18年から申請者はサザンエステートなんだけれども、サン・あもりから天降川共同利用施設を実質的にと書いてあるから、そこへんが含まれているとは理解するんですけども、そう書いてあるから、ほかのところ提出したときに通用するのか、しっかりと申請書の精査をぜひ御お願いしたいところでもあります。

○教育部長（越口哲也君）

そのように、提出書類につきましては、しっかりと精査した形で出すようにしていきたいというふうに思います。

○委員（池田 守君）

募集要項の中で、10番目の提出書類、ここに直近の事業報告書、その他、貸借対照表とかありま

すので、この辺も森山さんなのか、それともこの新しい会社なのか、そこ辺りも精査していただくように要望しておきます。

○教育部長（越口哲也君）

御指摘のことにつきましては、早急に書類をそろえて準備をさせていただきます。

○委員（松元 深君）

施設の平等利用の確保ということで、優先利用の考え方等書いてある施設のあたりなかったりするんですが、いろいろ今までずっとやってきた行事が、指定管理をしたばかりにできなくなったという例もたくさんありますので、きりしまPPPはそこ辺の文言を入れられていないので、そういうところの議論、ヒアリングの中で出されたのかお伺いしておきます。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

いろんな定期的な大会であるとか、年中行事であるようなイベント、こういったものについてはできるだけ年間の予約を取る段階で配慮をしているところですが、体育施設の場合はどうしても同じ日集中する場合があります。今までどおり、同じ人にずっとやったほうがいいのか、あるいは10年も15年も続いてきた伝統的なものも当然あります。あるいは逆に、今までずっとやってきたんだから、新しいイベントをここに入れるというのもどうかという、いろんなケースがあつたりします。そこら辺はよく団体側と調整をしながら、みんなの施設でございますので偏った施設の利用がなされないように、平等にいくように、そこが平等利用というところがあるんですけども、そこら辺は十分担当課と、あるいは施設側とよく協議をしながらスケジュールの調整をしていきたいというふうに思います。

○委員（松元 深君）

市民、地域住民、重要なものは積極的に優先利用を認めるべきであるという、例えばサン・あもりさんは書いていらっしゃるんですけど、地域住民は指定管理者になって、全然融通がきかなくなったという声もありますので、ほかの施設にもぜひそこ辺を徹底していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

1月から3月の協定協議の中で、そこら辺は十分確認をしながら進めさせていただきたいと思えます。

○委員（前川原正人君）

それぞれ、各議案ともそうですが、危機管理マニュアルというのがあると思うんですね。危機管理マニュアルというのは、その施設で問題が起こった場合のマニュアルというふうに思うんですけども、例えば霧島市の場合は、原発事故などが起こった場合に2万人弱を収容するんだという、そんな話も危機管理監のほうではあるんですけども、そういう避難所のないいわゆる災害等で公民館に優先をして行ったりすると思うんですが、そういう大量の避難者等が発生した場合の受入れの体制などについて、指定管理者との議論というのはされていらっしゃるのか。それと安心安全課などとの協議というのにも必要になっていくと思うんですが、その辺の議論はどうかお聞きをしておきたいと思えます。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

まず、この指定管理をする施設は公の施設でございます。ですから、まず市長の考え方で運営がなされます。大きな災害が発生したとき、そこが避難所に指定されていれば、もう全ての利用はとめて、優先するというのは、これは危機管理上重要なことでございます。当然、安心安全課のほうからは一次避難所、二次避難所あるいは何か船を出さないといけないときの海浜公園などのグラウンドの一時待機所、そういったものも指定をされていますので、それは指定管理者は十分理解の上でこの計画、向こう5年間をするというふうになっておりますので、そこら辺については指定管理者うんぬんではなくて、そういう有事の際は安心安全課とか保健体育課が直接そこら辺の管理運営には当たると、そういうような協議を進めて、もしそれが1か月、2か月、長期に及ぶようであれば

ば指定管理者もある程度の被害を被るわけですから、指定管理料の見直しをしないとイケないねというようなことは、あると思いますけれども、危機管理はそういったところでは優先であるし、指定管理者もそのことにつきましては理解をされていると考えております。

○委員（塩井川幸生君）

サン・あもりに返りますが、申請者概要欄に申請者、サザンエステート、一番下のほうに財務状況とあるんですけども、これはサザンエステートの財務状況が3年分書いて、これだけのパーセンテージで売上げがあったということなのかお尋ねします。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

サン・あもりの申請者概要の一番下のほうにあります財務状況につきましては、サザンエステートの財務状況でございます。

○委員（塩井川幸生君）

先ほど部長はノモトの説明をされたり、ここの申請者概要ではサザンエステートだと、もう書類自体が、申請するのに不備もあって自分たちも総務委員会で賛成できませんよね。この状態で私自身はできません。わけも分からない況で、部長はいろいろ話をされるんですが、そういったことが載っていないと何も判断できないですよ。ノモトからサザンエステートに移行すると、その実績はノモトの実績ですと言われて、ここのパーセンテージを聞いてみたらサザンエステートですと、どこを信用していいのか分かりませんので、そこら辺についてはどう思われますか。

○教育部長（越口哲也君）

現在、指定管理を受けて指定管理をされているのは(株)ノモトさんでございます。そして(有)サザンエステートという会社も、会社としては平成3年に設立して、会社としては行われております。ここがやっている業務というのがまた、不動産関係を中心にした業務をやっている会社でございます。その資産関係につきましては、現在の(有)サザンエステートの資産状況等がここに記入されております。そして説明の中で、(株)ノモトについては本体企業を中央のほうに移していくということで、会社としては閉じられると、そして今あるサザンエステートという企業に指定管理の部分については、(株)ノモトで培った経験を行って、サザンエステートのほうで引き続きサン・あもりの運営のほうを進めていきたいということでございます。

○委員（塩井川幸生君）

聞けば聞くほど分からなくなります。サザンエステートはこっちのほうには従業員なしで、これだけ売上げがあると、従業員はいるわけでしょう。いないとどうして売上げができるんですか、実績が出るんですか。ここらから全部資料を見たときに、自分たちが納得するところが一つもないんですけれども。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時50分」

「再開 午後1時02分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。午前中の塩井川委員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

それでは説明をさせていただきます。まず、書類を申請時にさかのぼって説明させていただきます。株式会社ノモトにつきましては、森山氏が代表取締役を務めている会社で、製材業、木材業、建築資材及び器具の卸売業及び小売業などを営んでいる会社でございます。従業員につきましては、そのような本体事業と合わせまして、現在、指定管理を受けておりますサン・あもり、天降川地区共同利用施設を管理している職員を、従業員として抱えている状況でございます。そして、株式会社サザンエステートにつきましては、同じく代表取締役は森山氏でございます。不動産の賃貸・管理に関する業務等を行っているところでございます。この申請時点では、森山氏のみが所属して

おりまして、従業員はいないというような状況でございますので、この申請者概要の中の従業員数については、この時点では無しというような状況でございます。それと併せまして、この株式会社ノモトとサザンエステートは、代表取締役が同一の方でございますが、業務的な提携、資本的な提携というのは一切ないということでございますので、この財務的に関連がないということで、関連企業としては無しという表現をさせているということでございました。ただ、代表取締役は同一人物であるので、お互いの経営的な部分というのはあるということでございます。財務状況につきましても、この財務状況はサザンエステートの財務諸表から引き出しているということでございます。それから、現時点での話をさせていただきますと、株式会社ノモトの本体業務につきましては、株式会社ブルケン九州というところに移行を致しまして、現在、株式会社ノモトの従業員は森山代表取締役と、サン・あもり、天降川地区共同利用施設を管理運営している従業員、これが株式会社ノモトの従業員になっているみたいでございます。株式会社サザンエステートは、現時点では森山取締役と、息子さんが従事されているということで、現時点では従業員が一人ということになっているとでございます。この指定管理のほうで進みまして、27年4月1日の移行時点になりますと、株式会社ノモトにいる従業員につきましては、サン・あもり、天降川地区共同利用施設を運営している従業員につきましては、株式会社ノモトから全員、サザンエステートのほうに移りまして、株式会社ノモトで培った経験を生かして、引き続き指定管理を運営していくということでございます。株式会社ノモトにつきましては、今のところ、いつ閉鎖をするかというのはまだ決定はしていないということでございますが、これにつきましては今後のことかと思えます。今、申し上げましたように、現在、株式会社ノモトが運営をしっかりとさせていただいておりますので、そのノウハウを生かしてそのままの従業員で、サザンエステートがしっかりと運営をしていただくことをことは間違いないというふうに判断しております。そのようなことは、指定管理の審査のほうではしっかりと審査がされて、そういう判断がなされたところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

野本がブルケン九州に、もうなっているんですか。まだなっていないのですか。

○教育部長（越口哲也君）

今までノモトが行っていた本体事業がブルケン九州のほうに、従業員ともども移行したということでございまして、会社としての株式会社ノモトはまだ残っていると。従業員は社長と、先ほど申し上げた天降川地区共同利用施設の従業員ということでございます。

○委員（塩井川幸生君）

ブルケン九州の中での、森山さんの立場というのは、何かあるんですか。

○教育部長（越口哲也君）

会社は、そういう形で移行をしております。ただ、株式会社ブルケン九州の中で、森山氏がどういう立場になっているかというところまでは、ちょっと把握は致していないところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時07分」

「再開 午後 1時12分」

△ 議案第104号 霧島市新市まちづくり計画の変更について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第の（４）、議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

それでは、議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更について、御説明を申し上げます。今回の議案は、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が平成24年に改正され、合併特例債を起こすことができる期間が合併年度及びこれに続く15年度とされたことから、引き続き、市町合併に起因する事業、本市の一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業等に取り組むに当たり合併特例債を活用するため、「霧島市新市まちづくり計画」を変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、企画政策課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（堀切 昇君）

それでは、議案第104号の詳細について、御説明を申し上げます。この議案は、「〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）に基づき、霧島市新市まちづくり計画を変更するものでございます。今回の変更に係る背景については、先に企画部長が説明したとおりでございますので、私のほうから今回の変更の内容について、御説明申し上げます。それでは、今回の計画変更の内容について、簡潔に御説明を申し上げます。「平成26年第4回霧島市議会定例会議案」の91ページ、議案第104号の「別紙」を御覧ください。今回提案させていただきました計画変更では、大きく3か所についての変更を行っております。まず、1か所目ですが、現行の計画では、合併特例債を発行することができる限度額を建設事業費分、基金造成費分ごとにそれぞれ400億円、38億円としていたところですが、今後の歳入・歳出の見通しや、それに占める合併特例債の償還等を推計した上で、引き続き、健全な財政経営を堅持していくために、発行することができる合併特例債の限度額を350億円とし、建設事業費分、基金造成費分をそれぞれ331億円、19億円に改めるものです。次に2か所目ですが、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、合併特例債を起こすことができる期間が合併年度及びこれに続く15年度とされたことから、それに併せて、「合併後、概ね10か年の期間」としている現行の計画期間を「合併年度及びその後の15年間（平成17年度～平成32年度）」に改め、合併特例債を起こすことができる期間を現行の期間より6年間延長するものです。最後に3か所目ですが、計画の期間と第9章にある財政計画の期間については連動していることから、計画期間の変更に伴ってこれを変更するものです。今回の変更において、財政計画の内容を合併年度である平成17年度から平成25年度までを決算額に、平成26年度を当初予算額に置き換え、平成27年度から平成32年度までの数値については、前提条件を基に算出した推計値としたところでございます。以上で、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

お聞きをしておきたいと思います。まず、今回大きな変更というので今、課長から説明を頂いたわけですが、この議案の資料の95ページの部分で、27年度から32年度までで、一番減っているのが物件費、それだけじゃないですけど例として見てみると、物件費が27年度から32年度の間で約60億円、トータルです、減額になっていくことになるんですけど、ここの部分についてはどういう算定をされていらっしゃるのでしょうか。

○財務課長（山口昌樹君）

27年度以降の歳出について、どのような推計をしたかという御質問かと思えます。先ほど説明も

ございましたとおり、今後の推計につきましては、まずは歳入について確実なものを見込ませていただいて、その歳入に基づきまして歳出を見ていくと。そういう中で、社会保障費とかの扶助費につきましては伸びるということで推計いたしております。それ以外につきましては、その枠内の中で組めるようにしていくということで、物件費につきましては推計する形で、減額のほうで推計させていただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先日の南日本新聞の11月11日付けでしたけれども、上乗せ分が6割は維持するんだということを、国のほうが一つの方向性として示したわけですが、その6割の分が6年間の延長ということにもイコールになって、それだけではないでしょうけど、そういうことも含めて6割を維持をしていくんだということの報道があったわけですが、実際、資料等を見ても、実際のところ歳入を見込んでおいて、出が先ではなくて、入るほうを見て、そして出のほうを制御していくということが、財政運営上それはもう必須なわけですが、この上乗せ分の6割以上のこの6割を維持をするという部分で報道があったわけですが、これはどのように反映をさせていくのか、どのようにお考えなのかをお聞きをしておきたいと思っております。

○財務課長（山口昌樹君）

今の御質問は、11月11日の新聞報道でされたことだと思います。「総務省は、期限後も上乗せの6割程度を配分する方向で検討を始めた」という記事の内容でございまして、あくまでも検討を始めたものであろうということで、こちらと致しましては、この財政計画をつくるに当たりまして、夏場くらいからずっとやってきておまして、この情報については、この策定計画の中では網羅いたしておりません。

○委員（前川原正人君）

確かに今、財務課長がおっしゃるように、検討を始めたのであって、まだ実施段階ではないわけですね。実際、こういうふうには6割を維持をしていくということが、現実的なものになったときには、今度はまたまちづくり計画書の変更というのもあり得るのか、それはもう全く無視して、独自の路線でいくのか、その辺の臨機応変的な対応というんですかね、その辺はどのようになるのかお聞きをしております。

○総務部長（川村直人君）

今回の新市まちづくり計画の変更の目的は、合併特例債の発行できる期限を延長しようということが大きな目的でございます。当然、今回一般質問でも出ましたけれども、本市では経営健全化計画というものをつくっておりますので、当然新市まちづくり計画と経営健全化計画は整合しなければいけないわけですが、そういった将来的に本市の財政運営上、影響があるようなものが出ましたならば、当然経営健全化計画のほうの見直しをするのはもちろんのこと、この新市まちづくり計画に影響が出るというようなことであれば、しなければならぬわけですが、先ほども申しましたように、この目的が合併特例債の発行ですので、その辺についてはそのときになってみないと、よく分からないということでございます。

○委員（前川原正人君）

今、部長がおっしゃるように、この合併特例債が変更になるというのは、現実の問題として受け止めなきゃいかんわけですが、6年間の延長ということなんですが、例えば事業を起こす場合の裏財源、いわゆる合併特例債を使う場合に起債だったりとか一般財源の確保だとか、やはりそういうのも当然並行してというか、出てくるわけですね。その辺の考え方というのは、以前と変わらないと思いますが、やはり6年間延長となると、それなりのキャパが広がるわけですので、その辺の裏財源といいますか、自主財源の確保も当然しなきゃいけないし、いわゆる財政的な保証という裏付けがないと、合併特例債も使えないことさえ出てくるわけですが、その辺はどのようにお考えなのかですね、お聞きします。

○総務部長（川村直人君）

委員のおっしゃるとおりでございます。当然、裏財源というものを確保しなければなりません。それで、今回の計画では、いくら交付税措置があると言っても、やはり返していかなければなりませんけれども、今回、将来を見通したときに、今までの限度額というのも定めておりましたけれども、それではとてもじゃないけれども返していけないということで、今回は限度額の変更もお願いをしているところでございます。したがって、起債をする場合につきましては、当然起債をするときの裏財源の確保も必要ですし、借りて、それを返さないといけないわけですので、将来の公債費の見通しも立てて起債をするということも必要ですので、そのときの状況あるいは将来の財政状況を見通してでないと、合併特例債も起こせないというふうに考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（松元 深君）

94ページの歳入のほうですが、25年度について、地方財政状況調査確定前の額とあるんですが、これはもう確定されているのかお聴きします。

○財務課長（山口昌樹君）

国のほうの確定が、まだなされてないものですから、このような表現になっておりまして、実際の数字は、決算委員会の中でも決算の概要で御説明いたしたところでございます。

○委員（松元 深君）

そこで聴くんですが、地方消費税交付額は、28年度から10%ということで計画されたのか。24年度と26年度、27年度、4億円ぐらい違うんだけど、8%になった後じゃいなかと思うんだけど、そこ辺はどういう算定をされたのかお聴きしておきます。

○財務課長（山口昌樹君）

消費税の税率関連の御質問かなということかと思えます。今、お示ししている計画は、消費税の税率が10%に引き上がるということ、作成を。27年10月1日から、最初は上がるようになっておりました。それを前提に、8月ぐらいから県のほうとも協議は進めておりまして、その前提で作成いたしております。御案内のとおり11月18日に、あのようなことで消費税については延ばすということになったものですから、その分は反映を致しておりません。

○総務部長（川村直人君）

捕捉を致しますが、消費税率につきましては、そういう話は出ておりますけれども、はっきり決まってはおりませんので、現行のままでこの計画は策定を致しているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

こちらの資料の平成16年3月に、中央地区合併協議会が出した資料の10ページの中で、合併効果における収支状況ということで、10年間の基金残高の累計がマイナス132億円ということで示されているわけですが、これはあくまでも今から10年ぐらい前の、合併する1年前ですので、大体10年ですね。この収支状況は、あくまでもシミュレーションでしかなかったわけですが、約9年経った現在、そして次のまた6年後の状況というのが、ここはなかなか推計するのも難しいですし、物価の上昇であったり維持管理費、経費等の増減であったりとか、一概には言えないんですけども、当時のこれから見たときの今の現状と、6年後のシミュレーションは一応ありますけれども、おおむねこのような方向で私は来ていないと思うんですね。ここをどういうふうに分析をし、やはり対応をしていかなければならないのかということというのが問題になってくると思うんですが、その辺についてどうお考えなのかですね、お聴きをしておきたいと思えます。

○総務部長（川村直人君）

このときには、平成20年のリーマンショックなどは全く予想だにできなかったわけです。それで、一般質問のときにも少し触れたと思えますが、当初の目的から致しますと、三つの基金につきまし

ては、経営健全化計画などよりも多くできましたよと。それから、市債残高につきましては、計画よりも圧縮できましたというふうにお答えをしたと思います。ですから、今後、将来の財政状況を推計をするときに、これがどうなっていくかということも、私たちは作業の中では大きな課題だったわけです。それで、リーマンショックのときの税への影響が12億円程度ということでございましたので、その3基金の残高を32年度末では16億円ということで推計を致しております、そういうことがあっても1年程度は基金があるので大丈夫というような形で推計いたしております。また、起債につきましても、32年度末では550億円というふうに見込んでおります。こちらについても、合併特例債を発行していけば、その分今後も増えていきますし、大型事業というのが現在まだ控えておりますので、若干その分の合併特例債なども今後出てくると思うんですけども、それなどを考慮して550億円に圧縮しようという計画でございますので、非常に財政需要というのは、社会保障費とか本当に多いんですけども、ますます合併特例債がなくなっていけば、将来的にはもう大変なことになるというのは、誰が考えても分かることだと思います。したがって、圧縮の仕方が甘いんじゃないかと、将来の予算規模などという指摘もございましたけれども、我々と致しましても、その辺りも十分念頭に入れながら、健全財政の確保ということには最大限の留意を図っていかねばならないと考えております。

○委員（池田 守君）

今回の計画の変更の基になったのが、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の改正という説明がありましたが、このことは東日本大震災によって厳しい財政事情の中、向こうに振り向けられる財源というのが大きくなるということで、10年のところを15年にしなさいという、その期間の延長についてはそのように考えてよろしいですか。

○財務課長（山口昌樹君）

そのように理解しております。

○委員（池田 守君）

そうなった場合に、例えば我が市が合併特例債を使って、こういう事業をやりたいとなった場合に、国のほうから、「今ちょっと厳しいから待てよ」ということも考えられますか。

○総務部長（川村直人君）

合併特例債を起こす場合には、このまちづくり計画に登載しておるような個々の事業名は登載いたしておりませんので、まちづくり計画の項目の中に出てくるような事業であれば可能ということでございますので、特に合併特例債を起こすために国の許可とか、そういうのは不要でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員外議員（植山利博君）

まず、限度額546億円というのは、変更前も変更後も変わらないわけですので、ここまでは運用ができるという理解でいいんですか。

○財務課長（山口昌樹君）

限度額につきましては、計算式がございまして、それで計算すると、この546億円という計算で限度額の金額が出ていたということでございまして、合併協議会のほうでこの計画をつくる際に、この計画では限度を400億円というところで決めているということでございます。

○委員外議員（植山利博君）

そういうことは、霧島市としては可能性は546億まであるけれども、霧島市が決めた額を超えては運用はしないと。それと、今回400億円から331億円に減額をされた根拠、お示しいただけませんか。

○財務課長（山口昌樹君）

先ほど部長も答弁いたしたと思うんですが、起債を借りることは可能なんですけど、返すに当たっては、返す分の予算もちゃんと確保しないといけないということで、収支のバランスを見たときに、限度額として今回変更をお願いしておりますが、331億円の限度額と。下げて計画を変更したいとい

うことで今回、お願いしているところでございます。

○委員外議員（植山利博君）

それはよく分かるわけですが、331億円という数字は、今後の事業展開、大きな投資、そういうものを見据えた上での数字ということもあるんですか。

○総務部長（川村直人君）

そのとおりでございます。財政シミュレーションをしまして、そして合併特例債を充てて事業をするもの、それから合併特例債の返済に充てる金額、それらを両方見て331億円ということで今回、変更をさせていただくということで計画しております。

○委員外議員（植山利博君）

そうであれば、具体的な大きな規模の事業を幾つか、念頭にあられると思いますが、どのようなものを想定されていますか。

○財務課長（山口昌樹君）

大きな事業費としましては、しらさぎ橋を今、やっておりますが、これが今後続いていきます。それと、国分庁舎の増築の関係も今後、出てまいります。あと学校の関係も控えておりますので、これらが大きな事業費として見込まれているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○財務課長（山口昌樹君）

先ほど植山議員の質疑のところ、限度額で331億円と申し上げたところだったんですが、今回の議案の91ページのところに合併特例債の限度額が350億円で、内訳が建設事業費分が331億円、基金造成分が19億円ということで、お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時45分」

△ 議案第108号 霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第109号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第111号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に会次第の（5）、議案第108号、霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正についてから議案第111号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの3件は、関連がありますので一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

それでは、議案第108号、霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第109号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第111号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、御説明申し

上げます。議案第108号及び第111号の条例改正につきましては、本年の人事院勧告において、特別給が平成19年以来、7年ぶりの引上げ勧告がなされたことなどを総合的に勘案いたしまして、特別職及び市議会議員の期末手当の支給割合等を改正しようとするものであります。また、議案第109号につきましては、人事院勧告や他の地方公共団体の改定措置等を勘案し、本年支給する職員の給料月額及び通勤手当の引上げ、勤勉手当の支給割合の引上げ改定、並びに来年4月以降の職員の給料月額の引下げ改定のほか、用語の整理等、本条例の所要の改正を行おうするものでございます。詳細につきましては、続きまして、総務課長が御説明申し上げます。

○総務課長（満留 寛君）

それでは、議案第108号、議案第109号、及び議案第111号について、具体的に御説明申し上げます。人事院は8月7日に国家公務員の給与等について勧告を行っております。勧告の内容と致しましては、本年4月分の月例給において平均1,090円（0.27%）、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、平成19年以来7年ぶりに月例給の引上げを勧告しました。月例給の改定については、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げることとなっております。特別給（ボーナス）についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、民間が公務を0.17月上回っており、7年ぶりに0.15月の引上げを勧告しております。また、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げを勧告しております。さらに、給与制度の総合的見直しについては、地域の民間賃金の水準を踏まえて俸給表の水準を引き下げ一方、地域手当等の諸手当の見直しを行うことが必要と判断し、その具体的な措置内容及び実施スケジュール等の全体像を示すとともに、平成27年4月に実施すべき法律改正事項について、合わせて勧告しております。なお、国家公務員に関する情勢につきましては、10月7日に政府が「公務員の給与改定に関する取り扱いについて」を決定するとともに、給与法改正法案を臨時国会にて審議し、11月4日に衆議院本会議で可決、11月12日に参議院本会議で可決、11月19日に公布、施行されております。本市におきましては、人事院及び鹿児島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及びほかの地方公共団体の改定措置等を考慮し、職員組合と労使交渉を重ねた結果、合意をいたしましたので、今回の定例会に条例改正の議案を追加提出させていただいたものであります。議案第108号、霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、第1条におきまして、霧島市長等の期末手当の支給割合を1.55月から1.70月へ0.15月分引き上げる規定がなされております。第2条におきましては、平成27年4月1日以降の期末手当の支給割合を6月は1.40から1.475へ0.075月分引き上げ、12月は1.70から1.625へ0.075月分引き下げる規定がなされております。第3条、第4条におきましては、教育長の期末手当の支給割合を第1条、第2条と同様に改正する規定がなされております。次に、議案第111号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、霧島市議会議員の期末手当の支給割合を議案第108号と同様に改定する規定がなされております。最後に、議案第109号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、第1条におきましては、通勤手当の上限額の引上げと給料表の増額改定の規定がなされております。第2条におきましては、一般職と再任用職員の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.15月分、0.05月分引き上げる規定がなされております。第3条におきましては、平成27年4月1日以降の勤勉手当の支給割合を6月は引き上げ、12月は引き下げる規定がなされております。第4条におきましては、平成27年4月1日以降の地域手当の支給割合の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給規定と金額の改正、55歳以上の管理職の減額期間の設定、及び給料表の減額の規定がなされております。なお、附則におきまして給料月額の減額に伴う経過措置として、平成30年3月31日までの間は現給保障することとしております。そのほか、用語の整理等所要の改正をするものでございます。今回は、市議会議員の方々も対象となっております。何卒、御理解、御協力を賜り、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第109号について、職員の皆さんの給与が上がるというのは、生活給ですので、当然のことだというふうに思っているんですが、先ほどの説明の中で、今回7年ぶりに0.15月分上がったんだということで説明をされたわけですけれども、本市の場合は平均1,090円だということで、民間給与が国家公務員給与を上回る結果が出たんだということで説明いただいたわけですけれども、霧島市の職員の場合、平均値ではどれくらいの給料値上げになるのか。それともう一つは、号俸で上がる率も違いますので、最低の部分と最高の部分がどれくらいの金額の値上げ幅の金額になるのか、お示しいただけますか。

○総務課長（満留 寛君）

月当たりの平均給料で申し上げますと、1人平均で約1,000円の増額でございまして、平均給料月額の上昇率につきましては、0.30%の引上げというようなことになっております。今のものが給料の総額と上昇率でございまして、あと特別給、ボーナスにつきまして加えた形で申し上げますと、年間平均給与の増額で約7万4,000円、年間平均給与の上昇率では約1.5%の増となっております。ただし、最低と最高につきましては、ただいま把握できておりません。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、いわゆる1市6町の職員の給与格差ですね、これもまだ途上段階だと思うんですが、あくまでも人事院勧告による値上げという率が出ておりますので、そこまではなかなか難しいと思うんですけれども、そういう議論はなかったのかですね。この給与格差ですね、これの是正という点ではどうだったのかですね、どういう議論といたしますか、今回のやつに合わせて一部でも改善を何とかですね、そういうことはなかったのかですね、議論はなかったのかお聞きをしておきたいと思えます。

○総務課長（満留 寛君）

今回の条例改正につきましては、人事院勧告に基づく改正でございまして、この条例につきましては、特にその部分は反映を致していないところでございます。ただ、職員組合との交渉の中におきましては、そういう賃金格差の解消についての要望はあったところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

7年ぶりの引上げということであるようなんですけれども、給料月額上昇が0.3%ということの報告を受けましたけれども、この所要額というのは幾らになるのか。職員の部それから特別職の分を教えてください。それと県内各市の状況まで教えてください。

○総務課長（満留 寛君）

今回の人事院勧告によります給与改定分の影響額につきましては特別職・一般職合わせまして9,250万3,000円でございます。市長・副市長で43万3,000円、議会議員の影響額につきましては184万3,000円、それと一般職につきましては、教育長を含む額でございますが、9,022万7,000円となっております。県内の状況につきましては、代わって報告させます。

○人事研修Gサブリーダー（種子島進矢）

県が12月1日に取りまとめをした調査表がございまして、職員につきましてはまだ職員団体との協議が済んでいない、協議中というところもかなりございまして、妥結をされたところが4団体で、その分については人勧どおりということでの報告があります。また、特別職、首長、副首長等の報告につきましては、19市中15市が引上げ改定、また議員の改定につきましては19市中14市が人勧どおり引上げ改定という状況になっております。残りについては未定でございます。

○委員（阿多己清君）

職員の分で再任用職員がいくらか引き上がるということであるんですが、現在この再任用職員はいますか。

○総務課長（満留 寛君）

現在、再任用職員の方が15名いらっしゃいます。

○委員長（池田綱雄君）

先ほどの質疑の答弁はできますか。

○総務課長（満留 寛君）

先ほどの影響額での最高額でございますが、1,700円で0.8%でございます。それと影響額の最低額につきましては、ゼロ円ということでございます。それと、先ほどの阿多委員の質問の中で、特別職の期末手当を引き上げない団体につきましては、12月1日現在では1団体のみ改定なしというようになっています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時05分」

「再開 午後 2時08分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に会次第の（6）、議案16件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それではまず、議案第80号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第75号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第81号から議案第98号までの10件について、意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

施設の指定管理の関係ですが、これまでの3年何月か、更に5年ということで8年ちょっと経てきている状況の中ではあるんですけども、今まで受けておられる企業・団体等が優秀だという部分はいいんですが、少しはてなが付くような団体も、危惧されるところがあるのかなと思うわけですが、公募して1者しかないという状況が数多くありまして、喜んでいいのかどうか、そういう複雑な気持ちもあります。競争性がない、競争原理が働いてないという部分では少し残念だという部分もあるんですけども、これまでの実績等がいいところはいいわけでありまして、ここらを少し他から手を挙げていただける企業等が出てきてほしいなという思いを持ちました。それと、点数を見ましても、いい団体等は800点台を受けておられますし、また700点台というもの、具体的に団体名を言を申し上げますとPPPなどは700点台であるわけですけども、さらにはまた600点台も指定を受けておられる団体もあります。そこらの評点の在り方といいましょうか、低いけれども6割を超せばというような条件もあるわけですけども、それはクリアしているという状況もあるんですけども、そこらを少し。いろいろ質疑等を聞いていて、そういう感じを受けました。

○委員長（池田綱雄君）

これは全体に関わる意見ですね。

○委員（阿多己清君）

はい。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第104号について。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第108号から議案第111号までの3件について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案16件の自由討議を終わります。

△ 陳情第8号 仮称 ミニポートピア国分設置に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、会次第の（7）、継続審査となっております陳情第8号、仮称ミニポートピア国分設置に関する陳情書について審査します。9月16日の前回の審査時において、執行部から意見聴取をした際は、「国分敷根地区へのミニポートピア国分の設置に関して、議会のほうに陳情書が出されたが、市としてはその内容については承知していない」との答弁がありました。その後、この設置手続について、関係者から執行部のほうに打診等があったのか、進捗状況を書記に報告をさせます。

○書記（宮永幸一君）

それでは、私のほうから執行部のほうに確認をしました結果を報告させていただきます。「仮称ミニポートピア国分につきましては、去る9月16日に開催された平成26年第3回定例会総務文教常任委員会において、設置者である鹿島観光株式会社から連絡を受けていない旨を報告したところでありますが、現時点においても進捗状況に変化はございません。また、設置計画地における造成等についても把握をしていないところがございます」という連絡がございましたことを報告いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま書記のほうから報告がありました。これから自由討議を行いますが、意見があればここで発言していただきたいと思います。

○委員（池田 守君）

今、書記のほうから報告がありましたが、前回と何ら進展もございませんし、今回も再び継続にすべきだと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時14分」

「再開 午後 2時16分」

△ 議案第75号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。議案第75号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第75号について、これまで休園だった福山幼稚園が、来年の4月1日から廃止をするということですが、審査の中でも明らかになりましたけれども、少子化の問題そして合併の問題等、様々なこの間の状況が、人口が減ってきたという要因にもなっていると思います。今回のこの条例廃止によって、幼児の受入施設がなくなるということ。それと同時に、公共施設がなくなることで園児を受け入れることができなくなる環境ができてしまうということがあると思います。今回は廃止ではなくて、やはり公共施設の役割として、ちゃんとそのキャパは受け皿として持つておくべきであろうと。議論の中でも明らかになりましたけれども、いないだろう、公民館長さんたちもう仕方がないだろうということで、意見聴取などもされておりますけれども、やはり今でも疲弊している福山の下場地区ですが、これで廃止をすれば、今度は特にこれに拍車が掛かるということが懸念されると思います。実際の話、行政がその受け皿を自ら撤退をしていくというやり方には、賛成ができないということを申し述べておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

次に、原案に賛成の方の発言はありませんか。

○委員（池田 守君）

今回の条例の一部改正については、平成26年度の通園予定者は、同地区から一人もいなかったということをもって今、休園となっているわけですが、現在14名の対象児童がいるにもかかわらず、通園しないということは、規模の問題とかあるいは集団教育の問題とか、そういった意味で保護者あるいは児童のそういうよう要望があるのかと思います。ところが、このまま休園を続けることになりますと、同園はほかに利用ができないということにもなりますので、せっかくの公共施設でありますから、これを有効利用するためにも今回は廃止という形をとるべきだと思います。なお、審査の過程で明らかになりましたけれども、仮に児童が復活して、児童数が増えた場合は、またほかの方法で新たに条例制定する道もあるということですので、それはそれでまた将来に期待して、本件に対し賛成の討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第80号 霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第80号、霧島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決定

することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第80号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第81号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第81号、指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。議案第81号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第81号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第82号 指定管理者の指定について（国分運動公園ほか3施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第82号、指定管理者の指定について（国分運動公園ほか3施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第82号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第83号 指定管理者の指定について霧島市横川体育館ほか4施設

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第83号、指定管理者の指定について（霧島市横川体育館ほか4施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。議案第83号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第84号 指定管理者の指定について（霧島市牧園アリーナほか2施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第84号、指定管理者の指定について（霧島市牧園アリーナほか2施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第85号 指定管理者の指定について（霧島市隼人体育館ほか3施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第85号、指定管理者の指定について（霧島市隼人体育館ほか3施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第85号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第86号 指定管理者の指定について（霧島市隼人庭球場ほか2施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第86号、指定管理者の指定について（霧島市隼人庭球場ほか2施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第86号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第87号 指定管理者の指定について（霧島市民国分総合プール）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第87号、指定管理者の指定について（霧島市民国分総合プール）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第87号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第88号 指定管理者の指定について（サン・あもりほか1施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第88号、指定管理者の指定について（サン・あもりほか1施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第88号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第91号 指定管理者の指定について（溝辺コミュニティセンターほか8施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第91号、指定管理者の指定について（溝辺コミュニティセンターほか8施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第98号 指定管理者の指定について（まきのほら運動公園ほか4施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第98号、指定管理者の指定について（まきのほら運動公園ほか4施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。御異議なしと認めます。したがって、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第104号 霧島市新市まちづくり計画の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第104号について、反対の立場から討論に参加をしたいと思います。議案書のほか、資料を見てみますと、確かに6年間の合併特例債の期限が延びるという点では異論はないところですが、問題なのは審査の中でもありましており物件費、いわゆる臨時の人の賃金の削減であったり、人員削減であったり、職員の削減とかになっているわけですが、削減だけではなくて、人は城という観点で、いる分については十分に精査をしながら、必要な部分については手当てをしていくと。一方、本当に無駄なものは、節減をしていくという立場が一番いいとは思いますが、こればかりは先々のことで、6年間の間にまちづくり計画が変更になるという前提の下でのことで今後を論じるということは、どのような現状、どのような問題が出てくるのかというのは論じることができないわけでございますけれども、やはり人件費・物件費等の削減ではなくて、効率だけではなくて、本当に必要な部分については確保していくという点が抜けているような気がするわけです。そういう点から見たときに、あくまでも合併特例債というのは借金ではありますけれども、それに類する裏財源の確保だったりとか、そこをどう確保するのかということもまだ不透明な状況である中で、今回のまちづくり計画の変更については賛成はちょっとできないということを書いておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名。起立多数と認めます。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第108号 霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第108号、霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第108号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名。起立多数と認めます。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第109号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第109号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第109号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第111号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第111号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第111号について、反対の立場から討論に参加をしたいと思えます。審査でも明らかになったわけですが、人事院勧告の上昇により、手当等が増減をするという内容でありますけれども、本会議の中でもありましたとおり、今年の4月から議員報酬が5万円アップをされて、一番大事なことは、それなりの議員が活動をするための報酬というのは必要ではありますけれども、住民の目線、感情から見ても、やはり納得ができないという声もありますので、本議案に対しては賛成をしかねるということを述べておきたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第111号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名。起立多数と認めます。したがって、議案第111号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第8号 仮称 ミニボートピア国分設置に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第8号、仮称ミニボートピア国分設置に関する陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（池田 守君）

先ほど自由討議で述べましたけれども、今回、何ら変化もないですので、再度継続にしてい

きたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、皆さん継続で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（池田綱雄君）

議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

議案第88号、指定管理者の指定について（サン・あもりほか1施設）、指定管理の申請書があるんですが、私たちの目で見ても、執行部のほうがこの場で説明するのではなくて、書類上でしっかりと分かるように審査し、また議会の前に出していただきたい。部長の答弁で、自分たちが納得するような書類の在り方はちょっと間違っているのではないかと思いますので、そのように執行部のほうに、委員会でもむ内容をしっかりと提出していただきたいということを、付け加えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第75号の福山幼稚園の廃止の条例、福山幼稚園の条例を廃止するという事で、削除をするということの内容になりますけれども、平原委員もおっしゃったとおり、やっぱり可能性としては、増えていくであろうという可能性は確かにはないわけではないけれども、なかなか難しいという点はあるんでしょうが、やはり受け皿という点では、福山小学校の空き教室を利用したりとか、その辺はそういう状況になった場合には、臨機応変な対応ができるような、そういう取組というのも今後の課題であるということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員（池田 守君）

今、前川原議員が言われた議案第75号ですけれども、私は先ほど公共施設の有効利用の観点からも休園よりも廃止すべきだと申し上げましたけれども、それに付け加えまして、更に地域住民の活性化のためにこの施設を使ってほしいということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

前川原委員と同じですが、福山のほうで人数が増えてきましたら、また条例等を臨機応変に整えるということを行ってほしいという意見を付け加えてほしいと思います。

○委員（松元 深君）

指定管理者の指定について、10件ほど議論をしたわけですが、各指定管理者の候補者が事業計画書、収支予算書を提出されております。計画収支予算については、協定の中でしっかりと精査をされ、これを書いただけの計画にならないことを、協定の中でしっかりと精査していただきたいということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいま意見がたくさん出ました。ただいまの御意見を織り込むこととして、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 2時37分」

「再 開 午後 3時00分」

△ 所管事務調査（１）国分庁舎別館建設事業の進捗状況と今後の取組について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより所管事務調査を行います。まず一つ目の、国分庁舎別館建設事業の進捗状況と今後の取組について調査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

国分庁舎別館建設事業の進捗状況と今後の取組について、概要を御説明申し上げます。平成 26 年 2 月に「霧島市国分庁舎増築基本構想」を取りまとめ、本年度の当初予算で、国分庁舎別館建設の設計業務委託等に関する経費を計上し、これまで、建物の配置やおおまかなレイアウト、既存庁舎と増築庁舎の接続部分等について、庁内組織である国分庁舎増築検討委員会や関係部署において検討いたしてまいりました。進捗状況と致しましては、既に地質調査を終え、現在、基本設計の最終段階というところがございます。基本設計が固まりましたならば、その後、実施設計に入り、本年度中に完成させる予定であります。これに伴いまして、来年度、当初予算に建設工事費等を計上し、工事に着手することとなり、庁舎別館の完成は平成 28 年 11 月下旬頃、供用開始は平成 29 年 1 月を予定いたしております。なお、既存庁舎の改修が必要な箇所につきましても、増築庁舎の工事に合わせて実施する予定であります。以上、簡単ではございますが、私からの説明を終わりますが、引き続き増築庁舎の配置計画やレイアウト等の詳細について、建築住宅課長が説明申し上げます。

○建築住宅課長（松元公生君）

それでは、国分庁舎増築基本設計（案）の説明をいたします。1. 建物概要ですが、構造は鉄骨鉄筋コンクリート造（既設本庁舎と同じ）、階数は地上 4 階建て、延べ床面積は約 5,300 m²（1 階玄関部分含む）、庁舎は約 5,000 m²です。次に、2. 配置計画です。1 ページの全体配置図を御覧ください。図面の右側が北になります。増築庁舎の建設位置は、既設本庁舎北側の職員駐車場及びゆずりあい駐車場のある敷地となります。敷地の形状に併せ、南北に長い建物配置となります。次に、2 ページの配置図を御覧ください。同じく図面の右側が北となります。既設本庁舎との接続は、新設の玄関・渡り廊下でつなぎ、一体的に使用できるような計画としています。また、既設本庁舎と機械棟の間のメンテ通路部分は、必要に応じ開閉できるように計画しております。身体障がい者専用駐車場につきましても、全部で 15 台計画しており、うち増築庁舎西側に 7 台、北側に 3 台の計 10 台は、屋根付きにしており、増築庁舎までの通路部分も同様であります。さらに、本庁舎と増築庁舎の間の西側にも 5 台確保をしますが、こちらは、他の自動車等の出入りに配慮し、屋根なしで計画しております。車両進入口につきましても、増築庁舎及び玄関・渡り廊下の配置に伴い、既設ロータリー、車寄せ及び既設進入口を撤去し、新設で進入口を北側と南側に 2 か所設置し、新たな車寄せも設置することにより、大型バスの停車も可能となります。また、車両は通り抜ける計画としております。増築庁舎本体の全長は、桁行方向（Y 方向）が 60.1m で梁間方向（X 方向）は 20.4 m となります。次に、3. 執務室レイアウト計画です。3 ページを御覧ください。図面の右側が北

になります。そして1階平面図は下に、2階平面図が上になります。建物寸法につきましては、桁行方向（Y方向）の柱間隔が執務室は6.3mで、本庁舎より10cm短い間隔ですが、両端部の階段、エレベーター部分の本庁舎と同じ寸法（8m）です。梁間方向（X方向）は、既設本庁舎より60cmほど広く計画しており、中央通路と執務室に余裕ができます。執務室のレイアウトにつきましては、形状は、既設本庁舎と同じで両端部に階段、エレベーター等を配置し、真ん中に執務室を配置する計画としております。1階から4階とも共通で、多目的便所と授乳室を建物南側に設置する計画としております。まず、1階ですが、増築庁舎の南側玄関部分に風除室と、市民の方が休憩できる市民コーナーを配置します。こちらでは、給茶器を設置し、また市役所からのお知らせ等の掲示コーナーを併せて設置する計画としております。執務スペースは保健福祉部を配置しております。必要となる相談室、会議室、プレイルーム等も配置します。真ん中の通路部を既設本庁舎より広い3mを確保しております。X8～X9間の西側に会議室と東側に書庫を配置しております。次に、2階ですが、保健福祉部の1課と商工観光部を配置しております。その他として北側のX8～X9間の東側に書庫を配置し、会議室を4室配置する計画としております。会議室のうち、X3～X5間の2室につきましては、将来、執務室対応可としております。また、既設本庁舎と、増築庁舎の連絡通路を、この階に設置する計画としております。次に、4ページを御覧ください。図面下側が、3階で上が4階平面図です。3階は、教育委員会を集約しております。下の階と同じくX8～X9間に書庫を2室、またX7～X8間の西側に教育長室、東側に教育委員室を、その他としまして、X4～X5間に簡易パーテーションで仕切る会議室をそれぞれ配置しました。最後に4階ですが、書庫を北側に2室、会議室を大会議室が1室、中会議室が1室、少人数で使用できる会議室を6室計画し、大会議室につきましては、最大で150人ほど収容でき、普段は、可動間仕切りで3室に仕切ることが可能です。現在、公民館の会議室や多目的ホール、国分総合福祉センターの大会議室につきましては、会議や研修等で行政が使用することが多かったのですが、本来の目的である市民への開放が可能になると思われます。それと、内装の木質化につきましては、玄関・渡り廊下及び教育長室や一部の会議室等で使用することを検討しております。屋上には、太陽光発電設備の設置を検討しておりますが、費用と予算の問題がございます。実施設計におきまして予算が残っていれば、設置をしたいと考えておりますが、設置ができない場合も、将来、設置できるように基礎の設置だけは、実施したいと思っております。次に、4. 玄関（渡り廊下）計画について御説明いたします。図面ページを3ページへお戻りください。1階の既設本庁舎と増築庁舎をつなぐ渡り廊下は、玄関を兼ねた出入口としております。メインの玄関は、中央に車寄せを設け、渡り廊下幅は、広いところで約4.3m、狭いところで約3.3mとしております。天井高は4mとしております。特徴としまして、渡り廊下の壁部分に展示スペースを設けました。他に、増築庁舎にも車寄せを設けました。2階は、機械棟の2階の西側階段付近から増築庁舎へ行き来できるようになります。通常は、職員の連絡通路と考えております。次に、5. 立面計画です。5ページを御覧ください。立面図になります。南北に長い建物となりますので、東西方向に窓が多い建物となります。夏場は、西日や東日による、暑さ対策が必要になりますので、既設本庁舎に比べて、窓の開口部を少なく（柱と柱の間に壁を設ける）し、建具のガラスには、LOW-Eガラス（複層ガラスのうち、その内面に特殊な金属膜を設けたものをいう。従来の複層ガラスに比べ断熱性能が高い）という断熱性能の高いものを採用することで冷暖房負荷を抑制できるよう計画しております。外観につきましては、既設本庁舎とのイメージを損なわないように、外壁タイルを使用する計画です。次に、6. 増築庁舎建設後イメージ図です。6ページを御覧ください。増築庁舎鳥瞰イメージ図について御説明します。霧島警察署の少し高い位置から見たようなイメージ図です。増築庁舎の外観は、既設本庁舎と併せた形で、外壁はタイル仕上げとします。既設本庁舎とつなぐ玄関・渡り廊下は、縦の壁を等間隔で配置し、間にガラスを入れたデザインとしております。メイン玄関部分には車が通り抜けられる車寄せを配置しております。また、身体障がい者専用駐車場は、屋根付きの通路を通り増築庁舎へ入れるよう整備する計画です。次に、7ページを御覧ください。玄関・渡り廊下のイメージ図です。玄関・渡り廊下部

分は、既設庁舎と増築庁舎をつなぐ、視覚的な連続性を印象づけるデザインとしています。以上で増築庁舎の基本設計(案)の説明を終わりますが、その他としまして、平成26年4月1日付けで改正施行された建築基準法の、特定天井の改修工事とエレベーターの改修工事を、今回の増築庁舎と併せて、実施する必要があります。この工事は、庁舎増築とは、直接関連はございませんが、施工上、同一時期に実施することが経費的にも、庁舎環境的にも適切であると考えているところでございます。内容としましては、大規模な空間の特定天井、通称、つり天井の改修、場所は1階市民課前共通ロビー、エントランスホール、2階の多目的ホール、多目的ホール前の2階共通ロビー、公民館の2階スポーツ施設、議会棟3階の議事堂の6か所の改修と、既設本庁舎の5台のエレベーター、行政棟3台、議会棟1台、公民館1台の機械とかごの入替工事になります。これらの改修については、増築庁舎の基本設計を進める上で、建築確認申請に関する協議を県と行った結果、判明したことです。そのため、増築庁舎の建設費用とは、別に予算を計上して改修を行っていきたいと考えております。また、これらの既設庁舎の改修に併せて、古くなっている箇所、例えば議会の委員会室の壁クロスやロールカーテンの改修、既設庁舎1階共通ロビーの電動ロールカーテン等も改修を行いたいと考えております。なお、本日お配りしておりますA3の資料は基本設計(案)としておりますが、基本設計(案)の抜粋でありますので、御了承ください。よろしくお願いたします。

○委員長(池田綱雄君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(平原志保君)

今回、設計ができたわけですが、これで建てた後、また何十年か経ったら、管などは古くなりますから、メンテナンス等が必要になると思うんですが、その辺のメンテナンス等、管なんかも30年とか20年とかで交換していかなければいけないと思うんですが、何か工夫とかあるんですか。次の改築のときにやり易いような、そういう提案を受けて、そういう方法を採用しているとか、そういうのはありますでしょうか。

○建築G長(侍園賢二)

配管のメンテのことだと思うんですが、今パイプスペースを設けて配管して、そのパイプスペースも交換しやすいような形への、扉を広く設けるとか、そういう形で交換しやすいような形にはしたいと考えております。

○委員(平原志保君)

分かりました。ちょっと、細かいことを聞いていきます。目的便所というのがありますけれども、こちらのほうは障がい者の方を想定されてのトイレだと思うんですが、成人の方でおむつの方とかの交換の場合は、ベッド式のものが必要になるんですが、こちらのトイレはベッド式の交換台が入る予定として考えてよろしいでしょうか。

○建築G長(侍園賢二)

多目的トイレは、1階から4階まで全て設けるんですが、1階に関しては成人の方も介護用のというか、おむつ換えのできる長いベッド、そういうものを1階に限り設けるようにしております。

○委員(平原志保君)

あと、赤ちゃんのトイレでのおむつ交換なんですけれども、この授乳室の中にベッドが入っているように見えるんですが、この中でやるというふうに考えればよろしいでしょうか。

○建築G長(侍園賢二)

先ほど申しました1階から4階までの多目的トイレ中にも、おむつ換えシート、倒して引き出せるおむつ換えへのベッドが付いているんですが、授乳室にも据え置きの子育てベッドを置くようには考えています。

○委員(平原志保君)

皆様の奥様とかで経験があるかと思えますけれども、1回授乳すると三、四十分出てこないという感じで、もしここでトイレを使いたいなというときは、そちらの方が使えなくなるということなので、ベットの入っても鍵を閉めなくても、カーテンでも仕切れるようになっていれば、同時に二人とか使えますし、1階から4階まで造ってくださっているのも有り難いなと思うんですけども、どこかに集約でも問題ないのかなという気もしました。あと、保健福祉部なんですけれども、こちらのほうのお客様として、やはり子連れの方が今でも日々多く来ているのを見ているんですが、子供用便器というのはトイレにはあるんでしょうか。

○建築G長（侍園賢二）

多目的トイレの中に洋便器がありまして、そこに大人用の便座と子供用の便座は付けられるようには考えています。

○委員（平原志保君）

それでも助かるは助かると思うんですけども、やはり乗せるのにちょっと大変だったりする方も福祉のほうに来られる方は、親子さん自身が子供を抱けないこともあるので、小さいサイズか一つでもあると助かるかなという気もするんですが、その横に小さいのを造るというのは可能ですか。

○総務部長（川村直人君）

小さい子供さんたちがお見えになったときに、子ども用のトイレをという御意見だと思います。今回増築しますのは、事務室ということですが、1・2階は特にお客さんも多いということで、そういう配慮が必要かと思えます。ただ、庁舎という性質上、子供さんが見られる機会というのは、そう多くはないと思うんですけども、先進地の実情などももう少しその辺を調べて、可能であれば対処したいと思えます。

○委員（平原志保君）

高さがネックだったりする所もありますので、小さいトイレがありますと、かなり助かります。よろしく願いいたします

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

別館の建設に要する経費が、あくまでも予定として19億円ということで示されているわけですけども、先ほどの説明でおっしゃった、これ以外の既存の施設の改修だったり、駐車場だったり、それから外溝工事だったり、19億円の中には入らないということでしたが、19億円のほかにあとプラスどれぐらいの改修費用というのをシミュレーションされているのかお示しいただけますか。

○総務部長（川村直人君）

19億円の取扱いにつきましては、以前の特別委員会などでも御質問が生まれて、先ほど説明しました平成26年2月の霧島市国分庁舎増築基本構想の中で19億円というのがうたってあります。その19億円の説明は、これまでも説明してきたとおり、本体関連の経費のみということでございまして、今御指摘の件があるかと思えますが、駐車場等につきましては、建設予定地についてはもうほとんど空き地がありませんので、そちらのほうにはもう要らないと思うんです。今後、周辺の市有地を利用してという答弁も致しておりましたけれども、現在ローカルエネルギー館のほうも解体を致しまして、当分は駐車場ということでもしておりますし、それから今の公用車駐車場の北側のほうにあるJAと交換をした用地などもございますので、それらで簡易的な舗装をして、公用車駐車場等には利用はできるんじゃないだろうかというふうには考えております。また、先ほど建築住宅課長のほうが説明しましたように、この増築当時は予想はしていなかったわけですが、法改正がありまして、エレベーターとそれから吊り天井については、法的にしなければならないということが判明いたしましたので、これらもいっしょに工事をしたほうが、環境なども考えたときがいいんじゃないかということで予定を致しております。周辺の修景などについても若干、出てくると思いま

すが、まだそういったものの積算、例えばエレベーターとか吊り天井が大体どのぐらい掛かるかの概算は出ているんですけども、それはもともと増築工事とは直接的には考えていなかったわけですが、法的にしなければならぬとなると、また予算計上をしなければなりませんので、今後積み上げて、予算がどのぐらい必要になるのかというのは、こちらも検討する必要がございますので、当初予算までには積上げはしていきたいと思います。今、はっきり幾らということは、まだ申し上げられないところでございます。

○委員（前川原正人君）

教育委員会と選管が移ってくると。そして、保健福祉部のほうも別館の中に入れるということで、これまでの説明の経緯があるわけですけども、問題は市民の皆さんがワンストップ的に全て完結できるというのが、今まで流れといいますか、そういう方向性というのがあったんですが、その辺のクリアもできるという理解でよろしいわけですか。

○総務部長（川村直人君）

特別委員会のときにも、そのワンストップの件については申し上げましたけれども、全てが一つの窓口でできるというのは理想ではありますが、役所の業務というのは膨大な数になりますので、できるだけ市民の方の移動を少なく、限られた事務については一つの場所でできるようにしようということで、これまで検討を重ねているところです。今日は市民課の、そちらのほうのリーダーをしております佐多グループ長も出席しておりますので、少し説明をしてもらいます。

○窓口G長（佐多一郎君）

窓口のワンストップ化ということで、総合窓口の検討会ということで10回ほど協議を致しました。現在、ワンフロアでストップということで、窓口に来たお客様を御案内をして、福祉関連があれば20番の福祉の窓口にお越しくささいとか、そういう御案内をしていました。総合窓口の検討会の協議の結果で、情報活用で何かワンストップができないかというような検討を今、しているところでございますので、今後いい情報活用のシステムがございましたら、例えばお客様を別館のほうに案内しなくても済むような、そのような流れをつくっていければなというふうに考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

あくまでも基本は設計で、次に実施設計というふうに移っていくわけですけども、これはあくまでも基本設計であって、そんなに構造物というのは変わらないと思うんですね。中の内容の使い勝手であったりとか、配列というのは若干は変わるというふうには思いますが、大体この線で行くであろうという理解でよろしいんでしょうか。これが余り先歩きしてしまうと、また変なふうになりますので、基本的にはもうこれが一つのベースとして、これから内容等については変更もあるでしょうけれども、大体この線で行くという理解でよろしいわけですか。

○総務部長（川村直人君）

そのような理解をしていただければ結構かと思えます。先ほど説明いたしました基本構想で、このA4の概要という1枚紙に少しまとめておりますけれども、そういったものは全て基本構想に沿っておりますので、例えば床面積が増築庁舎だけであれば5,000㎡、これも基本構想ですし、それから経費につきましても19億円というのもそれに沿ったものであります。ですから、大体5,000㎡と敷地を考えれば、4階ぐらいになるわけですよ。そういった大本のところについては、基本構想で御理解いただけているものと理解を致しております。

○委員（前川原正人君）

今回、合併特例債と一般財源を財源として使っていくんだという方向が示されておりますけれども、先ほど言いましたエレベーターの改修ですね、その建築基準法の特定天井の改修工事は絶対しなきゃならないということで、これはもうある意味義務化されているわけですので、避けて通れな

い部分だと思いますが、その財源的な問題で、この合併特例債を使うという一つの理由として、新たに合併して、その新たな部分で解消改善をするというのが一つの基本的な考え方があると思うんですけども、財源の手当てというのは、どれだけ今後掛かるのかというのは積み上げていかないと分からない部分もありますけれども、その財源の確保という点では、大まかどういふふうに。例えば、特定建設基金を使うとか、またほかの、補助事業というのは恐らくないと思うんですが、そういう財源の手当ての方法、方向性というのはどうお考えなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

基本的には、合併特例債を使います。それから、基金はもともと自主財源ですので、その分についても必要に応じて基金のほうから繰入れをするという形になります。それから、補修的な部分は多分、起債の対象にはならないと思うんですが、起債対象になれば交付税措置がありますので、今後また県とも相談をしながら充てていきたいと思えます。それから、もともと庁舎につきましては、補助制度というのは以前からございませんので、補助金というのはですね。ですから、合併特例債が中心になるというふうを考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○副委員長（有村隆志君）

今、基本設計の部分ですが、今から使いやすさというか、将来に向けての検討ということでお聞きしますが、照明はLED化ということも多分入っていると思います。それから、当然この建物は西側の西日を強く受けるので、そこら辺の対策をしないといけないと思いますね。それから、冷暖房も、今の集中暖房をやっていると、一つが壊れると全部やり替えないといけないというのがあちこちで見受けられますので、そこら辺の対策だとか、それから建物が大きくなると、非常用の設備として発電の機械も大きくなるんじゃないかと思えますので、そこら辺の検討。それから水ですが、いくらか雨が降ったらためるようにして、それを使えるようにして、水道料を安くするようなことも考えてはどうかと思えますが、そこら辺の検討はどうなりますか。

○建築G長（侍園賢二）

LEDに関しては、今回の庁舎の照明は全てLEDにする考えでおります。西日対策につきましては、全てLOW-Eガラスと言いまして、ガラスが2枚になりまして、内側に特別な金属膜を設けまして、断熱効率のいいものを設置するように考えています。それで、ブラインドと兼ねまして暖房負荷・冷房負荷を減らそうという考えでいます。発電機につきましては、現在庁舎にある発電機で容量的には十分足りるということですので、それを活用することになります。空調につきましては、会議室等は全て個別空調ということで、全体空調ではなくて個別で対応できるように考えています。雨水利用につきましては、こちらのほうは井戸水とかいうのを現庁舎はやっているんですけども、設備に非常にお金が掛かる上に、石とか細かい砂などで機材がやられるということで、効率というか費用を掛ける以上に効果が得られないということで、現在はその雨水利用とか井戸水利用というのは考えておりません。

○副委員長（有村隆志君）

今回、既設の施設のほうの天井のということがございまして、前回LEDに換えたらどうかという質問をしたときに、器具が合わないから、普通蛍光灯タイプのLEDもあるんだけど、付けられないということでしたので、そこら辺の対応が今回できるところは、そういうLED化をして節電をしていくべきではないかと思えますが、どうでしょうか。

○建築G長（侍園賢二）

今回、特定天井を改修するとなったときに、足場を付けて天井の付近まで行って、作業をするわけですので、その際LEDに換えられるということが可能であれば、そういうふうを検討していきたいと考えています。

○委員長（池田綱雄君）

ここで、委員長を交替します。

○副委員長（有村隆志君）

ただいまより委員長の職に就きます。

○委員（池田綱雄君）

今回の一般質問で、横川庁舎を、木の地元材をふんだんに使って建築したところ、大変な好評で、林野庁とかいろんなところから視察団が来た。そして、地元の方々が憩いの場として使っておって、非常に活性化が図られたというような市長の答弁がございました。そこで、今後増設する庁舎にも霧島材をふんだんに使ったらどうですかという質問に対しまして、もちろんふんだんに使いたいというようなことで、木の持つやわらかさ、それから暖かさを十分に採り入れたいというような答弁だったと思います。そこで、私も保健福祉部とか教育部の所に使ったらと言ったら、もちろんそうしたいというような答弁だったと思います。しかし、先ほどの建築住宅課長の話では、教育長室と、どこかちょっと使うようなことだったんですが、これでは市長が言うふんだんになっていないと思うんだけど、今後の実施設計もありますから、そこ辺で十分検討したいということかどうかをお尋ねします。

○建築G長（侍園賢二）

木質化に関しましては、現庁舎が窓下に棚がありまして、壁面にも棚があります。そういうことで、なかなか木質化しにくい状態というか、全てが棚に、窓か棚かということになりますので、なかなか木質化しにくいんですけれども、可能な限りそういう場所を見つけて木質化していきたいと考えています。

○副委員長（有村隆志君）

ここで、委員長を交替します。

○委員長（池田綱雄君）

委員長の職に就きます。ほかにありませんか。

○委員（中村正人君）

身障者用の駐車場は、アナウンス等を流される計画はありますか。

○建築G長（侍園賢二）

駐車場の所に音声が行れる設備があることは存じていますので、それを検討していきたいと考えております。

○委員（池田 守君）

今の障がい者用駐車場が15台設置される予定ですが、当然県のパーキングパーミット制度というのを念頭に置いていらっしゃると思うんですが、パーキングパーミットだと障がい者というか、その利用者が例えば妊婦であったり、それから現在けがをしている、障がい者ではないけれども今、けがをしている人とか、結構そういったふうに広がると思うんですね、対象者が。そうすると、15台ではとても足りないと思うんですよ。現在、ゆずりあい駐車場として四、五十台分ありますよね。そこが結構いっぱいなんですけど、それを使う人たちが今度、道路向かいの市の駐車場のほうに止めてくるかということ、なかなかそこ辺りの指導は厳しいんじゃないかと思うんですよ。それと、小さい子供を連れた母親等が、この福祉部があるわけだから、よく利用する人が多いと思うんですけども、そういった人たちが来るときに、小さい一、二歳の子供の手を引いて、パーキングパーミットには止められないと思うんですけれども、そういう人たちは近い所に止めると思うんですよね。先ほど中村委員のほうから音声案内をするかの質問があったんですが、そもそも数が少ないと思いますが、いかがですか。

○建築G長（侍園賢二）

現在のゆずりあい駐車場の、パーキングパーミットによる駐車が20台あります。今回15台を計画してございまして、他の市町村とも比べてみたところ、15台あれば十分ではないかということと、

今 20 台ありまして、空いている所があれば、実際対象でない方も利用されている場合が多いので、そこについては最初利用し始めるときに、人を立たせて、その辺を十分周知していただいて、本当に利用しなければならない人、本当に障害のある方というか、そういう対象の方にしっかり止めてもらうということで考えていきます。

○委員（池田 守君）

私も、この件については過去にも一般質問等で議論させていただきましたが、指導すると言いながら、それは全然できていないと言っても過言じゃないと思います。元気な人たちがしれっとして止めますよね。それをどうして、今までできないことができるかと。それよりも、もう少し余裕を持たせるとか、特に子連れの人に。何でかという、道路を渡らないといけないようになるわけですね、これから健常者は。それを嫌う人が結構いると思うんですよ。そこはもう一回再考を。みたところ、まだ若干の余裕があるみたいですので、敷地的に。そこ辺りをもうちょっと検討できませんか。

○建築G長（侍園賢二）

あと何台必要かというところがあるとは思いますが。たくさん準備しても、また今と同じような現状になると思いますけれども、そこを含めてあと何台できるかは検討させてください。

○委員（阿多己清君）

計画されている4階の増築庁舎については、中通路を設けて、両サイドに執務室という状況で、8mぐらいあって、有効活用ができるかなと思うんですけども、現在の福祉事務所、保健福祉部が入っているところは、全くさわらない状況なのか。旧収入役室もあるんですけども、何か相談業務なのか、そういうチェックの部門の執務室でしょうか、そういうところで活用がされているようなんですが、そういう部屋は改修しないで、今のままなのか。もっと使い勝手がいいように、現在の保健福祉部の執務室を改修する計画はないんですか。

○総務部長（川村直人君）

今回は増築庁舎ということで、そちらのほうの説明を致しておりますが、今、阿多委員のほうからもありましたように、旧国分市時代の収入役室あるいは教育長室というのが前のままですので、それを改修しまして、事務に使いやすいような形にしたいというふうに考えております。それから、現在文書室が4階にあるんですけども、この文書室は地区自治公民館長さんそれから自治会長さんに発送するわけですが、ここも1階にあったほうがいいんじゃないかということで、そういう所の見直しも併せてしております。ですから、今回の増築とは別に、既存の今の庁舎のほうの必要な部分の改修というのは、ある程度は考えております。

○委員（阿多己清君）

現在の保健福祉部が入っている所の案は、計画はまだ立てておられないですか。

○総務部長（川村直人君）

そちらのほうの配置というのは、ある程度の案はできておりまして、生活環境部のほうが入るといって計画になっております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

既設の建物のエレベーターとかを換えられるということでありましたが、現在のエレベーターがもうどれも遅すぎますよね。せめて今の倍以上になるように、遅いのをまた付け替えてもらっても困りますので、そこらには何か考えがありますか。

○建築G長（侍園賢二）

エレベーターのそく速度につきましては、今度エレベーターを換えたとしてもさほど速くなるとは考えていないんですけども、今、遅く感じる原因の一つとして、階数表示が付いていないのが一つの原因なのかなと。今、エレベーターがどの階にあるのかなということがありまして、それを

今回換えるときに、階数表示がしっかりできるものに換えたいということは考えています。

○委員（塩井川幸生君）

階数表示が出て遅いです。とにかく遅い。ほかの所の、京セラホテルもですが、すぐ来ますよ。とにかく、庁舎のどこでも遅すぎます。ちょっとそこらを考えて、金額のこともあろうかとは思いますが、事故のない会社のをあたってみていただきたいと思います。それと、先ほど池田委員長が木造の件を出されましたが、一般質問で市長の答弁は、ちょこっと使うのではなくて、3階から上は全部木造するようなイメージを私は受けたんですが、使える所は使っていきますと言われましたが、実際に考えている場所を先ほど二、三箇所言われましたよね。その後、どこらで使う発想を持って実施設計に移っていくのか教えてください。

○建築G長（侍園賢二）

先ほども言いましたように、壁はほとんど棚があって、窓下にも棚があるので、そこはちょっと木質化できないんですけども、既設の本庁のエレベーターの所に木パネルがあるような、ああいいうエレベーターホールを木質化するとか、あとカウンターですね。横川総合支所もカウンターが木で少し打ってあったり、木質化されているんですけども、そういう形でカウンターというような所もあと想定されるところです。それから先ほどありました、エレベーターの速度なんですけれども、既設庁舎の東側にある2台のエレベーターでも、1分間に105m進むものです。各階に止まったりということで、やはり遅くなっているということです。議会棟の所は、1分間に60mということで、速度は違いますが、法的なところもありますので、基準的には十分満たしているものと考えています。

○委員（塩井川幸生君）

大本のモーターを換えるんじゃないで、箱を換えるだけですか。

○建築G長（侍園賢二）

全てを取り替えることになります。建屋だけを残して、全ての中身です。今のものをそのまま使って改修するよりも、新たに变えたほうがずっと経費的にも安くなるということです。

○委員（塩井川幸生君）

そこらも、エレベーター会社も全部はあたっていないと思いますから、よくあたってみて、なるべく速度の速いものに換えていただきたいと思います。木造に関しては、実施設計に入ってしまったらもう変更がきかないのでおしまいですよ。もうそれしかできないわけですから。実施設計を発注する前に、熟慮に熟慮を重ねて、市長の答弁もありましたので、いい結果を出して、こういうものが私たちの目に触れたら、ここには木を使っているのかと分かるような図面だったらいいんですが、今は鉄筋コンクリートですから、そこらも熟慮に熟慮をしていただいて、木をふんだんに使っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員（中村正人君）

この既存庁舎の改修なんですけど、ほかの公共施設でそういう必要性が出てくる場所はないですか。

○総務部長（川村直人君）

法改正に基づいて、当然他の公共施設の天井とか、それからエレベーターがある所、そういうのも必要などころについては改修していくということになります。ただし、今日はこの後ありますけれども公共施設マネジメント計画で、その公共施設の在り方を今後していかなければなりませんので、その辺りも検討しながら計画的に取り組んでいくということになるかと思ひます。

○委員（中村正人君）

本日頂いた鳥瞰図に、国旗と市旗が掲揚していないので、どこかに設置されると思ひんですが、できたら図面に掲載してほしいなと思ひます。

○建築G長（侍園賢二）

鳥瞰図を書くときに、まだ場所が決まっていなかったんで載ってないんですけど、場所を決めて

掲揚台として、3本掲揚できるようにはしてあります。

○委員（松元 深君）

確認しますが、これは1階だけが渡り廊下ということのようですが、このメンテ通路の今からの使い道ですが、その辺の考えは。

○建築G長（侍園賢二）

メンテ通路は、現庁舎の後ろに機械室があるものですから、必ず残さないといけないということで残しまして、通常は増築庁舎と既設庁舎を結ぶそちらを優先して、日頃は閉めている状態とします。どうしても開けないといけないときには、そこを開けて使えるように、通れるようにするという計画です。

○委員（松元 深君）

そこはよく分かるんですが、ほとんどスペースの状態かなと思うんだけど、何か別に利用の仕方というのは考えてらっしゃらないですか。

○建築G長（侍園賢二）

今、メンテ通路の地下のほうには、地下ピットとか梁がいっぱい入ってしまっていて、あの上に物を造るということはちょっとできない状態です。現況で駐車場として使うぐらいで、物をあの上に増築するということはできません。

○委員（平原志保君）

木材利用の部分で、床の部分は木材仕様というのは可能なんでしょうか。

○建築G長（侍園賢二）

床に関しては、土足で歩くということもありまして、木質化は考えていない状況です。それから執務室につきましては、二重床で下に配線をしないといけないOAフロアですので、木質化する予定はありません。

○委員（平原志保君）

OAフロアに対応するような今、木材でパネル式のものが出ていますが、そういうものだったら可能かなという気はするんですが、いかがでしょうか。

○建築G長（侍園賢二）

執務室のOAフロアの上も、土足での執務になりますので、濡れた靴で上がってきたりとかを考えると、木質化しないほうが後々のためにもいいと考えています。

○委員（平原志保君）

あと、委員会室とか、もともとあった建物のほうのクロスを張り替えるという話が出てましたけれども、こちらなんかは木でも大丈夫ですよ。経験上、家などは木の壁なんですけれども、クロスより日焼けがせず、長持ちするというのでいいのかなと思ったんですけれども。

○総務部長（川村直人君）

木質化の話が出ておりまして、一般質問でも市長が答弁したとおりでございますが、御理解いただきたいのは、今回造ります庁舎は、やはり事務室がベースだということと、当然1、2階は福祉事務所、お客様がたくさんみえますので、そういう所にはできるだけ木を使って、優しくしていくということに心がけたいと思いますが、普通の建物などからすると限られていると。ですから、今おっしゃった、例えばこの委員会室のクロスが日焼けで変色しておりますけれども、ここを仮に木を張るとすると、下地など木を張るように変えないといけないわけですよ。特別委員会のときも、非常に経費の面もいろいろまだ上がるんじゃないだろうかという指摘もございまして、本体につき19億円ですが、そこを非常に危惧しているところでございます。消費税なども当初はまだ10%は考えておりませんでしたので、今後消費税の問題も出てきます。それから、非常に資材が高騰したりする場合があって、思いもかけない工事費に上がったりするというようなこともありまして、最後までこの息の抜けないような状況の中で、そういった木質化がきますと、どうしても今のこのクロスに木を張り替えると、またかなりの経費も当然掛かっていくことになりますので、その辺は私ども

だけではなくて経費の面もきますので、そういう面からも検討していかなければならないというふうには考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時58分」

「再開 午後 4時04分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きますが、ここで総務課長のほうから発言の申出がありましたので、これを許可します。

○総務課長（満留 寛君）

先ほど議案第109号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑で、給与改定の影響額の最高額を1,800円という形で申し上げましたが、2,000円の間違いでございました。率にしますと1.5%ということでございます。申し訳ございませんでした。お詫びして訂正をお願いいたします。

△ 所管事務調査（2）霧島市公共施設マネジメント計画策定の進捗状況と今後の取組について

○委員長（池田綱雄君）

次に、2番目の、霧島市公共施設マネジメント計画策定の進捗状況と今後の取組についてを調査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

公共施設マネジメント計画の策定につきましては、平成23年3月策定の第2次霧島市経営健全化計画における歳出削減策の一環として取組を始め、集中改革プランにも掲載し、現在作業を進めているところでございます。これまでの進捗状況でございますが、平成24年度から施設の実態調査、市民アンケート、利用者アンケートを実施するとともに、副市長を委員長として関係部長等で構成する霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会、関係のグループ長等で構成する霧島市公共施設マネジメント計画策定タスクフォース、主査以下で構成する霧島市公共施設マネジメント計画策定のための中堅若手職員ワークショップを設置し、全庁横断的に各職階層で公共建築物を対象とした計画について協議を重ねてまいりました。さらに、本年6月には、有識者・団体代表者・公募市民からなる霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会を設置し、計画案に対する検討や御意見を頂いているところでございます。また、本年4月に国から、公共建築物のみならず、道路や橋梁、トンネル、上下水道施設等を含めた公共施設等総合管理計画の策定を、全ての地方公共団体に要請がなされたことを受け、公共建築物に加えて道路橋梁等を含めた計画の策定も併せて進めているところでございます。現在、従来から取り組んでいる公共建築物に関する計画につきましては、基本方針を決定し、それを受けて策定する計画部分の原案がほぼ完成に近づきつつありますが、後発の道路・橋梁等につきましては現在、調査・分析を行っているところでございます。今後、この二つを統合し、最終的な原案とした上で、議会・地域審議会等へ説明をさせていただき、パブリックコメントを経て、本年度末までには取りまとめる予定でございます。なお、詳細につきましてはこの後、財務課長のほか担当職員が御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（山口昌樹君）

私のほうから、画面に基づきまして、国の動きの関係のところまでを説明させていただきたいと思います。その後、霧島市公共施設マネジメント計画の中身につきまして、池田課長補佐のほうから説明いたさせます。まず、画面のほうにお示しいたしておりますのが、公共施設マネジメント計画策定の進捗状況ということでありまして、23年から始まりまして、24年、25年、赤が26年度でございます。27年度というところがございます。23年度のほうですが、事前の検討ということで、情報の収集等をずっと行ってきております。24年度のところで、庁内の体制の整備とか検討を致してきております。25年度から実際の動きを致しております。まん中に、後ほど説明のところが出てきますが、市民アンケートも致しております。25年の6月にアンケートを行っております。25年の後半から26年に掛けまして、実際の公共施設マネジメント計画の策定のほうに着手を致しております。吹き出しのほうで書いておりますが、今後の基本的な方向性、基本方針の検討・策定というのを行っております。26年4月2日に議会の皆様のほうにも、今こういうことで公共施設マネジメントの取組をしておりますという説明をさせていただいたと思います。あと、先ほどでました検討委員会、外部委員会の立上げも6月に行っております。11月27日までで計4回の外部委員会を開催いたしております。また、外部委員会の会長が東洋大学の南先生でございますが、先生が来られたときに、2回ほど多目的ホールで研修会ということで、先生のほうに講和を頂いております。また、26年度になりましてから、地区公民館長さん、あと地域審議会の方々にも公共施設マネジメント計画の取組について、御説明をさせていただいたところがございます。先ほど部長のほうも説明いたしましたとおり、この計画は本年度に策定を致しまして、お示しするというようなスケジュールで画面のほうにお示しいたしているところがございます。次のページです。そういう取組をしている中、一般質問等でもありました、4月に国のほうから公共施設等総合管理計画の策定の要請がなされております。今、画面のほうにお示しいたしておりますのが、その指針でございます。国と致しましても、地方公共団体が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合などを計画的に行ってくださいと。そして、財政負担の軽減や平準化、公共施設等の適切な配置を実現し、併せて更新時等における民間事業者等の参入促進や国土強靱化の推進を図ってくださいという意図のことで、要請がなされております。次に、指針の内容、概要でございます。まず1番目上に、所有施設等の現状を把握しなさいと。現状を把握して、課題等を客観的に把握・分析をしなさいというようなことが指針の中に書いてございます。それに基づきまして、次に2番目のところがございますが、施設全体の管理に関する基本的な方針をというのを定めなさいということになっております。期間はここに書いてありますとおり、10年以上が望ましいと。そして、全庁的な取組の体制を構築し、情報の共有化を図りなさいということでございます。また、現状を踏まえ、基本的な方針を定めなさいというような内容になっております。この計画をつくるに当たっての地方財政措置と致しまして、まず、この計画策定に要する経費につきましては、26年から3か年間の間は特別交付税で措置を致します。2分の1を見ますというような財政措置がございます。あと、じゃあこの計画をつくった場合、何があるかということがございますが、計画に基づく公共施設等の除却については地方債を認めますと、特例措置でございます。そういう特例措置があるというところがございます。また、指針の続きでございますが、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進のイメージということで、三つの大きなくくりで国のほうが方針を示しております。公共施設等の管理ということで、長期的視点に立った老朽化対策の推進、適切な維持管理・修繕の実施、トータルコストの縮減・平準化、計画の不断の見直し・充実ということでございます。まちづくりの視点ということで、PPP/PFIの活用、将来のまちづくりを見据えた検討、議会・住民との情報及び現状認識の共有というところ、そして、国土強靱化という視点から、計画的な点検・診断、修繕・更新の履歴の集積・蓄積、公共施設等の安全性の確保、耐震化の推進というような内容を指針の中でうたっております。次のページです。インフラの長寿命化計画というのを、国が示しております。これが25年11月29日に決定を致しております。この計画の中で、国のほうは国のほうで行動計画を各省がつくってきます。地方のほうは地方

のほうで、先ほど今年の4月に要請があった、公共施設等総合管理計画を地方のほうはつくっていただきたいというような位置付けになっているというのが、今の国の動きでございます。

財務課長補佐（池田宏幸君）

引き続きまして、霧島市の状況を説明いたします。先ほどの部長の冒頭の説明の中でもございましたとおり、現在庁内の委員会、これは部長層の委員会でございます。それから、グループ長級のタスクフォースチーム、それから主査以下のワークショップということで、3層で検討を行いまして、財務課を中心とした事務局ということで、その検討結果を計画にしているというところでございます。そのほかに、外部委員会を設置を致しております。今後、素案が原案としてまとまったところで、地域審議会等に検討をお願いするというのと、併せて議会等への説明をさせていただきたいということで、ここでもう一回フィードバックを致しまして、最終的な計画として年度内にまとめたというふうに考えているところでございます。これまでの御説明中では、この公共施設マネジメント計画というのが、いわゆるこれが建築物に関する計画ですと。それから今後、インフラ部分をまとめてつくりますということです。公共建築物については基本方針をもう決めました。この全体計画としては、こういう用途別の計画と、それから地区別の計画をつくりますということで御説明をしてきておりましたけれども、先ほどの課長の説明でございましたとおり、この部分、まず公共施設マネジメント計画というのは、霧島市としては全体を指しますということで整理をし直したところでございます。その中で、霧島市の公共施設管理に関する基本的な方針ということで、公共建築物それから道路・橋梁ということで、これを合わせた基本的な方針、つまりこの中で国が求めております人口の将来推計、それから財政の将来推計というものは共通でございますので、そういうものを共通にしながら公共建築物と道路橋梁等の、いわゆるインフラの部分の計画をつくるということでございます。その下に、具体的な取組内容を示すような管理計画というものをつくっていききたいというふうに考えておまして、その下の部分には、今度は個別の、例えば建築物で申しますと公営住宅の長寿命化計画でしたりとか、あるいはこの道路橋梁で言いますと、橋梁の長寿命化計画でありましたりとかあるいは公園の長寿命化計画でありましたりとか、そういうようなものを個別につくっていくというふうに考えているところでございます。あくまでこの上のほうで、今年度中につくります、いわゆる基本的な方針とそれからそれぞれの管理計画に基づいたもので、現在あるものも将来的には改定をしていくというような考え方をしているところでございます。今の進捗状況でございますけれども、公共建築物に対する部分の基本方針というものは、9月に決定を致しております。それから、それに基づいた公共建築物の計画というものについては、原案まで外部委員会にお諮りをして、了承を得ているという状況でございます。ただ、道路橋梁編については後発でございますので、現在調査中でございます。それを受けて今後、この計画につきましてもつくっていくということにしておまして、この部分まで、この点線で囲んであるこの上の部分を今年度中に終わらせたいというふうに考えているところでございます。今のこの表はちょっと小さくて見にくいんですが、いわゆる道路橋梁の部分で、どこをつくるかということでございまして、上から道路・橋梁・トンネル、それから歩道橋等ということで、河川についてはいわゆる河川敷、河川延長とかですね、農業の施設でありますと農道とか水門とか、そういうものが全て公共施設ということで対象になってまいります。国が今、つくることを求めておりますのが、このコスト試算というところに丸の付いている4項目で、上から申しますと道路と橋梁と、それからまん中のところが下水道の管路延長、それから1番下のところが上水道の管路延長、この四つの部分については、将来のコスト試算を含めて載せることを求めております。霧島市と致しましては、この四つの項目を網羅するような計画にしたいというふうに考えているところでございます。それで、こちらの10ページのほうに書いてございますのは、さいたま市・川崎市・新居浜市・静岡市というふうに今、四つございして、一番右側が府中市となっているんですけども、この表を作った段階で、さいたま市・川崎市・新居浜市・静岡市というこの4市が、総務省が総合管理計画をもう策定済みだということで認定をしたところの都市でございます。今、これにもう1市増えておりますけれど

も、現在のところでも全国で幾つかの市しかまだ認めていないというところがございます。その中でもそれぞれ特色がございます、例えば川崎市あたりであります、国は認めているんですけども、川崎市がつくっているものは量の、こういうものがありますよということの量だけを示しております、コスト試算はしていないというところがございます。したがって、必ずしも全てを網羅するものでなくてもいいということで、現状、できるものからやっていって、将来的に改定をしていながら進めていくということを国は求めているというような状況でございます。道路橋梁の部分につきましては今後、また調査をしながら、3月までにまとめていくんですけども、11ページの公共建物に関する計画の構成と致しましては、基本的な方針それから用途別それから地区別というような形で今、原案をつくっているところです。全体のこの計画が、各自治公民館でつくっていただいておりますまちづくり計画に、青写真といいますか、そういうような姿を描くときの参考にしていただければというふうに考えておりました、特に7地区の計画というものを考えているところがございます。12ページは前に見ていただいております、今のそれぞれの目的別に公共施設を利用しているわけですが、これを13ページのように変えていこうということでございます。集約複合化、集約化をしたりとか、あるいは利用頻度の少ないものは廃止をしたりとか、もう造らずに民家のものを借りたりとか、いろんなことをしていこうということでございます。そういう中で効率化を図っていききたいということで、基本方針で出しておりますのは計画期間として27年度から40年間ということで、保有していく施設は今ある施設の40%しか保有できないというようなことで考えているところがございます。40%のこの保有する施設については、長寿命化をしていきたいというふうに考えております。それと同時に、14ページですが、この地域の特性を生かした地域づくりというものも描いていきたいというふうに考えておりますので、こういうような形で地域の姿というものをある程度お示しができれば、地域のまちづくりの中で活用していただけるんじゃないかというふうに考えているところがございます。そういうようなものが、15ページですが、七つの地域ごとに緩やかに連携をしながら役割分担をしながらやっていくというような公共施設のマネジメント計画というものを考えており、特に建築物についてはそういう考え方をしているところがございます。16ページ、方向性の整理と致しまして、24年11月に取組を始めるときに、ここで言う公共施設マネジメント計画というのは、いわゆる公共建築物の計画というふうに読み換えていただくと、当時の表現の仕方そのまま書いておりますので、こうなっているんですけども、様々な長寿命化計画の上位計画に位置付けると。それから、総量抑制を方向性とするということ。それから、ローリングをしていくということ。それと、この段階ではインフラを除いた施設ですよということを基本方向性としております。それから、3月にまとめました基本方針の策定の進め方の中では40年間、それから保全する施設の長寿命化をします。それと、量は減らしますよと。それから、地域の実情を考慮をさせていただきますということと、それから10年の計画を5年ごとに見直しをしていきますということですね。それから、調査の結果なんですけれども、50年代の52年から57年の間に多くの施設が整備をされておりますので、その部分が改修等の時期が約30年から40年と言われておりますので、今、昭和で言うと89年ですから、そろそろそういう時期に入ってくるので、その部分については入口のところできちんとやっていきたいと思いますよということ基本方針にしております。17ページも前に見ていただきましたけれども、霧島市がいかに保有量が高いかということでございます。10万人から15万人のまちの中で、1人当たりの総床面積が平均4.1㎡なのに、霧島市は6.5㎡あるということで、非常にたくさん持っているということです。人口の推計と致しますと、今後どんどん下がっていくということでございます、辛うじて国分地区だけが現状維持ということでございます、あとはもう既に減少局面に入っているというような状況でございます。それから保有量の部分と致しましては、やはりスポーツレクリエーションの施設が多いということでございます。それから、20ページの表のここが一番多い52年から57年のところですね。たくさんできていると。それと、今掛けている費用と将来必要な費用の差が34億円の差があるということでございます。21ページの市民の意識調査ですが、この黄色とかそれから茶色の部分というの

は、見直しをするべきだというようなことを言った市民の箇所でございます。なので、施設の見直し、委託それから民間利用、こういうことについても見直しの方向性というのが半分以上あるということでございます。22 ページの公共建築物に関する課題と致しましては、保有が多いということ、人口は減っていくということ、財政的に厳しいということ、それからデータがまだ一元化をされてないというような課題がございました。それに対しまして、地区別のマネジメントをしていったりとか、ニーズの変化に応じたりとかいうようなことを計画の中で考えていきたいというふうになっているところでございます。先ほどの40%削減の目標の検討ということで行きますと、24 ページですが、ケース①というのは「なりゆき」です。今のまましていったら、平均で62.4億円の財源不足が出ますよと。ケース②で施設の30%を維持すると15億6,000万円の財源不足ですよというようなケース検討を致しまして、結局40%を維持しながら長寿命化を組み合わせると、財源不足が一番少ないというような検討の結果になっております。25 ページのコスト縮減フローと致しましては、やはり維持し続ける施設と維持しない施設に分けて、それぞれ個別の施設を今後具体的に検討していくということになってまいります。26 ページに公共建築物管理計画（仮称）をお示ししていますが、用途別の計画、これは行政系の施設、市民文化系の施設、学校教育施設、スポーツレクリエーション系施設、公営住宅、その他の施設というこの六つの分類で、それぞれの計画をつくります。それから地区別計画については、七つの地区について生活の拠点というものがどこになってくるのかというようなこと、それから学校教育施設、公営住宅、このようなことを重点的に全ての七つの地区で取り組みながら、そのほかに地区の特性を踏まえた方向性ということで示したいというふうを考えているところでございます。簡単ですが、これで説明を終わらせていただきます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

各支所等がまだあるわけですが、この計画が進んでいく中で、トップの課長とか、そこぐらいにしか分からない部分も、施設、老朽化して知らない職員もときにはいらっしゃいますので、ぜひ計画の段階でも、皆が分かるようなところを検討していただきたいと思います。

○財務課長（山口昌樹君）

貴重な御提言ということで、承らせていただきます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

マネジメントの計画策定で、今後除去していく施設であったり、それから公営住宅なんかを例にとると、ローリングをしていって、長寿命化をしていく部分とかあるわけですがけれども、今年度いっぱいぐらいまでである程度の、これは一つの、こういうやり方ということで、一つの方向性が出たわけですがけれども、26年度内には全て、全部、そのはっきりとした方向性が出て、その中で地域振興課審議会なり、ほかの施設などに対する説明ということで、さっきおっしゃったんですが、それでも確定と、それでも走っていくよという、そういう理解でいいわけですか。

○財務課長（山口昌樹君）

先ほどの説明の中で、用途別とか、そういう話をさせていただいたところです。用途別とかあと地区別計画とかいうことで、その方針を定めていくと。個別具体的などこその建物とか、そういうのは、この計画の中ではまだ出てこない。用途別の方針、地区別の方針、その方針ということで、計画の中にうたい込んでいくということでございます。

○委員（前川原正人君）

そうすると、今のこの段階では、全体の計画が一つあるわけですね。今度はまた個別に、具体的に一つ一つをまた決めていく、決めていくというか、一つ一つの方向性を示していくということ

になると思うんですが、これが完結をするとなりますと、財政計画のほう公共施設のほうと並行してというんですかね、同じような感じで進んでいくという理解でいいのかどうなのか。そういうふうにした場合に、完結するまでには、まだまだ相当な、途中でローリングしたりとか、また見直しがあったりとか、パブリックコメントとかですね、そこまで行くまでの時間というのは結構掛かると思うんですね。ある程度土台ができて、こっちが案を持っていて、こういう形でやるよというふうになるであろうと思いますが、最終的に完結するまでにですね、どれぐらいの時間を要するというふうに想定をされていらっしゃるんですか。

○財務課長（山口昌樹君）

計画期間ということで、40年ということで先ほど説明させていただきました。長期にわたる計画でございます。5年ごとに見直しをしていくということで説明させていただいたところです。また、計画イメージということで、本日の資料としてお配りしておりますもので、先ほど計画のイメージということで説明させていただきました。一番上のところが基本的な方針、あと先ほど申し上げたとおり、建物と道路橋梁インフラ分と分かれて出てきていると。その下のほうに主務課が個別に策定。長寿命化を図るものはこういう形で策定していくということでございます。あと、最後のページのところに、コストの縮減の検討のためのフローというのを付けております。残していくもの、残していかないもの、こういうことで振り分けをしていって考えていくというような流になっていくというところでございます。

○総務部長（川村直人君）

補足して説明をさせていただきます。当然、建物なら建物を壊すにしても、建物が大きければかなりの金額が掛かるわけです。それで、こういった計画に登載しておれば、起債なども、本来なら認められないんだけど、除却の費用も起債でも認められますよという、そういうものもあります。ですから、私たちとしましては、この基本的な考え方を今回のマネジメント計画に登載して、道路橋梁もですけれども、特に建物の部分につきましての用途別・地区別の議論をするときに、やはり地域の方々は、総体的な考え方は理解するけれども、今度は地域別になったときに、そこでいろいろ理解を得るのが難しかったりとか、結論がなかなか出にくかったりすることが予想されます。ですから、そういうところで話し合われたことを目的に、大きな建物を除却しようとして金額が大きければ、それも財政計画のほうにまた反映していかなければおかしいわけですので、あるいは長寿命化をするということで大幅にテコ入れをして、大規模改修をしようということになれば、またそれも載せないといけないというふうなことも考えられますので、その辺はリンクしていくという形になろうかと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時38分」

「再開 午後 4時39分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、今回調査したに件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず国分庁舎別館建設事業関係について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。霧島市公共施設マネジメント計画関係について、意見はありませんか。

[「はい」と言う声あり]

ないようですので、これで調査2件の自由討議を終わります。

△ 所管事務調査の委員長報告について

○委員長（池田綱雄君）

次に、今回の所管事務調査の委員長報告について、どのように取り扱うか、委員の皆様にお諮りしたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

今、2点にわたって所管事務調査を致したんですけれども、庁舎別館の建設については、ある程基礎的な部分だろうと思うんですけれども、記者発表等をするということも言われましたが、改めて本会議で調査報告をする必要はないかと思えます。それと、二つ目の公共施設マネジメント計画策定の事務については、個人的には私は、個別具体的な計画なのかなと、少し期待もしていましたが、大まかな方向性・方針という程度であるということ、パワーポイントを用いて説明を頂きましたが、これも我々がまだ調査を進めていくところでのいいのかなと思って、本会議での報告はまだ必要ないのではないかなと思えます。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

基本的には阿多委員と同じなんですけど、やっぱり文書配付程度なのかなという気がします。というのは、こうだというのが実際、まだその今のこのマネジメントの計画策定も大きな枠組みでの方向付けですので、まだ委員会で個別具体的に、ここはこうだというのは。公営住宅等の部分についてはですね、ちゃんとこういうふうにするんだという延命の計画があるんですけど、まだ他の部分というのは、まだ個別具体的ではないので、文書配付でとどめておく程度なのかなという気はします。

○委員長（池田綱雄君）

確認をしますけど、文書配付というのは、先ほど私どもに示した庁舎の図面を、委員外の議員の皆さんに配り、もうそれでよいということですか。その庁舎については。それとマネジメントについては、この資料をみんなに配付ということでいいですか。

○委員（前川原正人君）

そういうことです。

○委員長（池田綱雄君）

庁舎については執行部からみんなに配るということでしたから、それはそれでいいですね。公共施設マネジメント計画の資料は、改めて委員外の議員に全部配付することですませると。そういうことで、よろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、今回の所管事務調査については、先ほど意見がありましたけど、壇上からの報告はなしと。最終本会議において、議場での資料配付をもって報告に代えるということでもよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。そのように取り計らいます。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等のご意見はありませんか。特に意見がなければ、今までの項目どおり、総合的な企画行政について、行財政運営について、消防行政について及び選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について、教育行政についてとし、議長に提出することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。

△ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、最後に私のほうから1件。先日の委員会の打合せの際に協議しましたが、11月に各地区で開催された議員と語りかいで、当委員会で調査予定としておりました、県立福山高校の活性化対策通学補助については前川原議員の一般質問で、霧島市全域の公共交通システムの構築については私の一般質問で、執行部がそれぞれ答弁をしております。したがって、この結果をもって、市民への回答に代えることとし、またその旨を広報広聴常任委員会に報告するに当たり、報告書については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がございませんので、それではそのようにさせていただきます。以上で、本日の総務文教常任会を閉会します。

「閉 会 午後 4時48分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池 田 綱 雄